

# 一般対策編

---

# 【 一般対策編 】 一 目 次 一

## 第1章 総則

第1節	計画作成の主旨	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の性格及び基本方針	1
第3	計画の構成	2
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1	組織	3
第2	各機関の役割	3
第3	処理すべき業務の大綱	5
第3節	掛川市の自然及び社会的条件	14
第1	位置と地勢	14
第2	面積	14
第3	気候	14
第4	掛川市の社会的条件	14
第4節	掛川市において予想される一般災害と地域	15
第1	風水害	15
第2	人為的な原因による災害	15
第3	複合災害・連続災害	16

## 第2章 災害予防対策

第1節	総則	17
第2節	河川の災害予防計画 (危機管理課、土木防災課、基盤整備課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、 こども希望課、学校教育課、教育政策課)	17
第1	河川の治水対策	18
第2	浸水想定区域の指定と周知	18
第3	浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	18
第4	連携体制の構築	20
第3節	海岸保全災害防除計画(基盤整備課)	21
第1	高潮浸水想定地域の指定及び周知	21
第2	高潮、波浪等災害予防対策	21
第4節	道路、橋梁の災害防除計画 (都市政策課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課)	22
第1	道路施設等の整備	22
第5節	土砂災害防除計画(危機管理課、基盤整備課)	23
第1	土砂災害危険個所の現況	23
第2	土砂災害防止対策の推進	24
第3	土砂災害警戒・避難体制の推進	24

一般対策編

第6節	山地災害防除計画（農林課）	31
第1	治山事業	31
第2	山地災害危険地対策	31
第3	総合的な山地災害対策	31
第7節	林道災害防除計画（農林課）	32
第1	林道事業	32
第8節	農地災害防除計画（農林課）	33
第1	農地、農業施設対策事業	33
第9節	倒木被害防除計画（農林課）	35
第10節	盛土災害防除計画（都市政策課）	35
第11節	通信施設等整備計画（危機管理課）	36
第1	無線通信施設の現況	36
第2	通信施設整備計画	38
第12節	要配慮者支援計画	40
	（危機管理課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、観光・シティプロモーション課、 こども希望課、学校教育課、教育政策課）	
第1	要配慮者支援体制	40
第2	避難行動要支援者の把握	40
第3	避難行動要支援者名簿の作成等	40
第4	個別計画の策定	40
第5	防災訓練	40
第6	人材の確保	40
第7	協働による支援	40
第8	地区防災計画との整合	41
第9	避難支援等関係者等の安全確保	41
第10	観光客の安全確保	41
第11	その他要配慮者に関し必要な対策	41
第13節	火災予防計画（危機管理課、消防本部）	42
第1	消防力の現況	42
第2	消防体制の整備	42
第3	火災予防対策	43
第4	林野火災対策の推進	44
第5	火災気象通報の取扱い	45
第14節	公共建物等の災害予防計画	46
	（危機管理課、土木防災課、基盤整備課、都市政策課、水道課）	
第1	浸水等風水害対策	46
第2	がけ地近接等危険住宅移転事業	46
第3	公共施設の耐震化	46
第4	避難場所（指定緊急避難場所）の整備	46
第5	水道施設の耐震化	46
第15節	避難情報の事前準備計画（危機管理課、関係各課）	47
第1	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	47
第2	住民への周知・意識啓発	47
第16節	避難誘導體制の整備計画（危機管理課、関係各課）	49
第17節	防災知識の普及計画（危機管理課、こども希望課、教育委員会）	50
第1	普及すべき内容及び方法	50

一般対策編

第2	市の防災思想の普及、徹底	50
第3	防災関係機関が実施する防災思想の普及	51
第4	災害教訓の伝承	51
第5	地域住民の適切な避難や防災活動に資する資料	51
第18節	自主防災組織の育成（危機管理課）	52
第1	市民の果たすべき役割	52
第2	地域における自主防災組織の果たすべき役割	52
第3	事業所等の果たすべき役割	52
第4	市の指導及び助成	52
第5	自主防災組織と消防団の連携	52
第6	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	53
第19節	防災訓練計画（危機管理課・関係各課）	54
第1	掛川市	54
第2	防災関係機関	54
第3	訓練時における交通規制	54
第4	学校等の防災訓練	54
第5	企業の防災訓練	54
第20節	危険物施設保安計画（危機管理課、消防本部）	55
第1	施設の現況	55
第2	予防査察等の実施	55
第3	保安教育	55
第21節	防災資機材整備計画（危機管理課、消防本部）	56
第1	応急活動のための資材、機材の整備計画	56
第22節	観光事業者の災害予防計画（観光・シティプロモーション課）	57
第1	観光、宿泊、レクリエーション事業者	57
第23節	事業所等の自主的な防災活動（危機管理課、産業労働政策課）	58
第1	事業所等の果たすべき役割	58
第24節	食料及び生活必需品等の備蓄計画（危機管理課、水道課）	59
第1	生活の確保	59
第2	地域防災拠点（避難所・救護所）における資機材等の配備	59
第25節	ガス保安計画（危機管理課、消防本部）	60
第1	ガス事業の現況	60
第2	ガス保安予防対策	60
第26節	道路鉄道等災害防止計画	62
	（危機管理課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課）	
第1	道路交通の災害予防計画	62
第2	鉄道の災害予防計画	62
第27節	防災のための調査研究計画	63
	（危機管理課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課、農林課）	
第1	防災のための調査研究	63
第2	災害発生状況調査	64
第28節	ボランティア団体の組織化の推進及び啓発計画（危機管理課、福祉課）	65
第1	ボランティア活動の支援	65
第29節	住民の避難体制（危機管理課、関係各課）	67
第1	避難地・避難路の周知啓発	67
第2	避難地・避難路の安全性の向上	67

第3	避難所の指定、整備	67
第4	避難地、避難所等の施設管理	69
第5	避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発	69
第30節	救助・救急活動に関する計画（危機管理課、福祉課、消防本部）	71
第1	救助・救急活動	71
第31節	応急仮設住宅（都市政策課）	72
第1	応急仮設住宅	72
第32節	ライフライン事業の復旧に関する計画（水道課、下水道課、関係各課）	73
第1	ライフライン事業の復旧	73
第33節	被災者生活再建支援に関する計画 （危機管理課、資産税課、福祉課、DX推進課、関係各課）	75
第1	人材育成	75
第2	実施体制の整備	75
第3	システムの活用	75
第34節	業務継続に関する計画（全部署）	75
第1	業務継続に関する計画	75
第35節	複合災害対策及び連続災害対策（全部署）	76
第1	複合災害の応急対策への備え	76
第36節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備（全部署）	76
第37節	災害に強いまちづくり（全部署）	77

## 第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制（全班）	78
第1	初動対応の基本的考え方	78
第2	市の組織体制	78
第3	動員計画	81
第4	警察（掛川警察署）の活動	81
第5	防災関係機関の活動	81
第6	県との連携	82
第2節	通信情報計画（管理調整担当、総務班、情報班）	83
第1	気象予報、警報等の受理、伝達体制及び周知方法	83
第2	被害状況等の収集	83
第3	被害状況等の報告及び要請事項の処理	83
第4	情報伝達的手段	83
第3節	災害広報計画（情報班）	84
第4節	災害救助法の適用計画（福祉班）	85
第1	災害救助法の適用	85
第5節	避難救出計画（全班）	88
第1	避難誘導	88
第2	被災者の救助	91
第3	避難地への避難誘導・運営	92
第4	避難所の開設・運営等	93
第5	災害救助法に基づく県の実施事項（県からの委任をより市が実施）	95

一般対策編

第6	市長の要求、要請に基づく県の実施事項	95
第7	避難行動要支援者への支援	96
第8	広域避難・広域一時滞在	97
第6節	避難所運営計画（支部）	98
第1	避難所の設置及び避難生活	98
第2	避難生活が長期化する場合の措置	98
第3	在宅避難者への支援	98
第4	帰宅困難者対策	98
第7節	愛玩動物救護計画（物資・衛生班）	99
第1	同行避難動物への対応	99
第2	放浪動物への対応	99
第8節	食料供給計画（情報班、物資・衛生班）	99
第9節	衣料・生活必需品・その他物資供給計画（情報班、物資・衛生班、給水班）	100
第10節	給水計画（給水班）	100
第11節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画（土木班）	101
第12節	医療助産計画（福祉班、消防班）	102
第13節	防疫計画（物資・衛生班、福祉班）	103
第14節	清掃及び災害廃棄物処理計画（土木班、給水班、物資・衛生班）	103
第15節	遺体の捜索及び措置埋葬計画（福祉班、情報班、物資・衛生班、消防班）	104
第16節	障害物除去計画（土木班）	105
第1	災害救助法に基づく実施事項	105
第2	実施方法	105
第17節	輸送計画（情報班、物資・衛生班、土木班）	107
第1	緊急輸送対策の基本方針	107
第2	緊急輸送の対象とする人員、物資等	107
第3	緊急輸送体制の確立	107
第4	防災関係機関の緊急輸送	107
第18節	交通応急対策計画（土木班）	108
第19節	応急教育計画（幼保班、教育班）	109
第1	基本方針	109
第2	災害応急対策	109
第3	応急教育	109
第4	学用品等の調達と供与	109
第5	高等学校生徒の災害応急対策等への協力	109
第6	文化財等の応急対策	109
第20節	被害状況調査計画（全班）	110
第1	調査対象	110
第2	調査の方法等	110
第21節	社会福祉計画（福祉班）	112
第22節	警備計画（管理調整担当）	112
第23節	消防計画（消防班）	113
第24節	水防計画（全班）	114
第1	水防活動体制	114
第2	洪水予報	115
第3	水防警報	117
第4	水位周知河川における水位到達情報	122

## 一般対策編

第5 水防活動	125
第25節 応援協力計画（管理調整担当、総務班、福祉班）	127
第1 民間団体等に対する応援、協力の要請	127
第2 ボランティア活動への支援	127
第26節 相互応援協力計画（総務班、土木班、給水班）	127
第27節 自衛隊派遣要請計画（管理調整担当）	128
第28節 海上保安庁に対する支援要請計画（管理調整担当）	128
第29節 電力施設災害応急対策計画（管理調整担当）	129
第30節 ガス災害応急対策計画（消防班）	130
第1 非常体制組織の確立	130
第2 応急対策	130
第31節 下水道応急対策計画（給水班）	132
第1 応急措置	132
第32節 突発的災害に係る応急対策計画（管理調整担当、総務班、消防班）	133
第1 市及び消防本部（署）の体制	133

## 第4章 復旧・復興対策

---

第1節 防災関係機関の活動	137
第2節 激甚災害の指定	137
第3節 復興計画の策定	138
第4節 復興財源の確保	138
第5節 復興基金の設立	139
第6節 復旧事業の推進	139
第7節 都市・農山村の復興	140
第8節 被災者の生活再建支援	140
第9節 地域経済復興支援	141

# 第1章 総則

一般災害（風水害）等は、集中豪雨及び台風等が要因となり、高潮、河川の氾濫、ため池の決壊、並びにがけ崩れ及び地すべり、竜巻などの風水害や、人為的な原因により大規模な火災、爆発、旅客列車の衝突転覆等が発生するものである。

一方、地震災害は、地盤の変動及びそれに伴う津波の発生等により、様々な災害が発生するものであるが、現象としては一般災害（風水害）等と同様の被害ととらえられる。したがって、要因は異なっているものの、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、一般災害（風水害）等と地震災害とでは概ね同様とみなすことができる。

そこで、本編では、地震対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、一般災害（風水害）等対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示するものである。

省略した他の内容については、地震対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「一般災害（風水害）」、「耐震性」を「一般災害（風水害）に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替えることとする。

## 第1節 計画作成の主旨

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「掛川市地域防災計画」の「一般対策編」として定めるものであり、掛川市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、掛川市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものである。なお、この計画は「掛川市国土強靱化地域計画」における推進方針を踏まえたものである。

### 第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある風水害等の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害のうち、地震、津波及び地震に伴い二次的に発生する火災等により生ずる災害を除くものをいう。）に対処するため、市域での風水害等災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、市・県及び指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、風水害等の対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民の生命、身体、財産を風水害災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

### 第2 計画の性格及び基本方針

- 1 この計画は、掛川市域に係る一般災害対策について定める。
- 2 この計画は、掛川市防災会議が策定する計画であり、市域における一般災害（風水害）等防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市がとるべき一般災害（風水

害)等防災対策の具体的な計画を定めその推進を図る。

3 この計画は、市、県、防災関係機関、事業所及び市民等が一般災害（風水害）対策に取り組むための基本方針である。

4 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。

### 第3 計画の構成

「掛川市地域防災計画（一般対策編）」は、次の各章から構成する。

#### 第1章 総則

計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域などの計画の基本となる事項を示す。

#### 第2章 災害予防計画

総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動などの予防の対策を示す。

#### 第3章 災害応急対策計画

災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達等の応急対策を示す。

#### 第4章 復旧・復興対策計画

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策を示す。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

### <計画作成の主旨>

掛川市及び防災関係機関が一般災害等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

### <計画の内容>

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、掛川市及び行政区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、掛川市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 第1 組織

#### 1 掛川市防災会議

掛川市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく掛川市防災会議条例（平成17年4月1日条例第79号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市の防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

資料編 1-1-1 掛川市防災会議条例

資料編 1-1-2 防災会議委員名簿編成表

#### 2 掛川市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条に基づく掛川市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

資料編 1-1-3 掛川市災害対策本部条例

資料編 1-1-4 掛川市災害対策本部運営要領

資料編 1-1-5 掛川市災害対策本部組織図

資料編 1-1-6 掛川市災害対策本部事務分掌

### 第2 各機関の役割

#### 1 掛川市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 静岡県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、掛川市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、掛川市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

- (1) 市民一人一人は「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。
- (2) 7日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時の企業の果たすべき役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐災化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先との供給連鎖管理(サプライチェーン)の確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第3 処理すべき業務の大綱

1 市・市の関連機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
掛川市	(1) 掛川市防災会議及び掛川市災害対策本部に関する事務 (2) 一般災害対策計画の作成 (3) 防災に関する組織の整備 (4) 自主防災組織の育成指導、その他市民の災害対策の促進 (5) 防災思想の普及 (6) 防災に関する訓練の実施 (7) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (8) 防災のための施設等の新設、改良及び復旧 (9) 警報の発令、伝達及び避難指示に関する事項 (10) 消防、水防、その他の応急措置 (11) 情報の収集、伝達及び被害調査 (12) 被災者の救難、救助その他保護 (13) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (14) 清掃、防疫その他保健衛生 (15) 緊急輸送の確保 (16) 災害復旧の実施 (17) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (18) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (19) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置 (20) 市立学校等設備等の災害対策 (21) 市立学校等幼児、児童及び生徒の安全対策 (22) 市立学校等の教育活動の応急対策 (23) 社会教育・社会体育施設等所管施設及び文化財の災害対策
掛川市消防本部	(1) 消防、水防その他の応急措置 (2) 被災者の救難、救助その他保護 (3) 被害拡大防止のための措置
掛川市消防団	(1) 水害、火災その他災害の予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害情報、予警報の収集、伝達 (3) 災害時における市民の避難誘導及び救助・救出活動 (4) 消防施設の整備、点検等管理 (5) その他災害現場の応急作業

2 静岡県

機関の名称	事務又は業務の大綱
静岡県	(1) 一般災害対策計画の作成 (2) 一般災害防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の一般災害対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 一般災害防災のための施設等の緊急整備 (7) 防災観測網及防災情報ネットワーク等の維持・整備 (8) 防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届け出の受理 (9) 避難指示に関する事項 (10) 水防その他の応急措置 (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (12) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 (13) 緊急輸送の確保 (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (15) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (16) その他災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 警察機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
静岡県警察 (掛川警察署)	(1) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助 (2) 危険区域への立入規制及び警備 (3) 犯罪の予防、交通規制等、社会秩序の維持 (4) 避難状況等に関する情報の収集

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
総務省 東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
農林水産省関東農政局静岡県拠点	(1) 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

機関の名称	事務又は業務の大綱
気象庁 東京管区気象台 (静岡地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 (4) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 (5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
厚生労働省静岡労働局(磐田労働基準監督署)	(1) 事業場に対する地震防災対策の周知指導 (2) 事業場の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 (2) 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の対応 オ 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出勤及び管理も行う) カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>(4) 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>(5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣する。</p>
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
<p>海上保安庁 第三管区海上保安本部(清水海上保安部、御前崎海上保安署)</p>	<p>(1) 災害予防 ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究</p> <p>(2) 災害応急対策 ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を利用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難等の海上における災害に係る救助救出活動 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>(3) 災害復旧・復興対策</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
林野庁関東森林管理局（天竜森林管理署）	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること (2) 民有林直轄治山事業等の実施に関すること (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
環境省関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東海支社	(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社	(1) 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社） (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
日本赤十字社（静岡県支部）	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報

一般対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
中日本高速道路株式会社(静岡保全・サービスセンター(東名)、浜松保全・サービスセンター(新東名))	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早期復旧
岩谷産業株式会社、アストモエネルギー株式会社、株式会社ジャパコエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジグリス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社(浜松支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社(掛川営業所・島田電力センター)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 (5) 被災施設の調査及び復旧
KDDI 株式会社(中部総支社) ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	(1) 地方公共団体からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 静岡県医師会 静岡県歯科医師会 公益社団法人 静岡県看護協会 静岡県病院協会 静岡県薬剤師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 検案時の協力（社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く） (3) 災害時の口腔ケアの実施（公益社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社（中遠ガス株式会社）	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 (4) 必要に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人 静岡県LPガス協会 （西部支部）	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
天竜浜名湖鉄道株式会社	(1) 列車の運転規制措置 (2) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
民間放送機関 （静岡放送株式会社・株式会社テレビ静岡・株式会社静岡朝日テレビ・株式会社静岡第一テレビ・静岡エフエム放送株式会社）	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（しずてつジャストライン株式会社浜岡営業所、掛川バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所、ジーネット株式会社）、商業組合静岡県タクシー協会	(1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	(1) 災害時の道路、交差点での交通整理支援
土地改良区（大井川右岸土地改良区）	(1) 災害予防所管施設の耐震性の確保 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時関係機関等に対する用水状況の情報提供 (3) 応急・復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
	ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 ウ 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人 静岡県栄養士会	(1) 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 (3) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (4) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(※) 要配慮者：高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

## 7 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救護活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団(浜松基地) ほか	(1) 災害時における人命保護のための救援 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	(1) 災害時における人命保護のための救援 (2) 災害時における応急復旧活動

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
掛川市農業協同組合、遠州夢咲農業協同組合	(1) 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 (2) 主食、野菜等の食料品、その他災害復旧用資材の供給確保 (3) 農業関係被害状況の情報の収集及び報告 (4) 農業用機械、資材肥料等の確保及び技術者の把握及び緊急動員 (5) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
掛川商工会議所、掛川みなみ商工会	(1) 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など災害関係諸物資の安定的供給の確保 (2) 被災商工業者の業務の正常運営の推進 (3) 掛川市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (4) 災害時における物価安定の協力
建設業関係団体 (掛川建設業協同組合、大東町建設事業協同組合、大須賀町建設事業協同組合)	(1) 災害時における行方不明者等の救出応援 (2) 災害時における応急・復旧対策についての協力
掛川観光協会 (掛川支部、大東支部、大須賀支部)	(1) 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 (2) 災害時における宿泊者及び観光客の救護 (3) 災害時における避難者の救護応援

機関の名称	事務又は業務の大綱
交通安全協会 掛川地区支部	(1) 災害時応急輸送及び障害物除去の応援
掛川市上下水道協同 組合、掛川市管工事 業協同組合	(1) 給水活動への協力 (2) 災害時における応急復旧対策についての協力
一般社団法人 小笠医師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 医療品の確保及び維持管理並びに提供 (3) 災害時における医療活動及び医療品確保・提供 (4) 避難所（被災者、要配慮者の収容施設）収容者巡回訪問活動支援
一般社団法人 小笠掛川 歯科医師会	(1) 検察時の協力 (2) 災害時の口腔ケアの実施 (3) 医療品の確保及び維持管理並びに提供
一般社団法人 小笠袋井薬剤師会	(1) 市有医療品の維持管理 (2) 災害時における薬品等の提供
防災上重要な施設の 管理者	(1) 所管に係る施設についての防災管理 (2) 防災に関する保安装置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

9 その他関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
掛川市 自主防災組織	(1) 掛川市の実施する被害調査、応急対策についての協力 (2) 市民に対する情報の連絡、収受 (3) 避難誘導、避難所の運営に関する協力 (4) り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

## 第3節 掛川市の自然及び社会的条件

---

### 第1 位置と地勢

本市は、静岡県西部に位置し、政令指定市の静岡市と浜松市の間に位置している。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接する。市北部は、標高 832m の八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高 264m の小笠山があり、その山麓は複雑な谷筋を持った丘陵地である。市南部には、平地が広がり、遠州灘に面して約 10 k m にわたる砂浜海岸がある。

### 第2 面積

本市は、東西約 16 k m、南北約 30 k m で南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は 265.63 k m<sup>2</sup> であり、県内の 3.4% を占める。

### 第3 気候

本市は、平均気温は 17℃ 前後、降水量は約 1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空っ風」と呼ばれる強風が吹く。

### 第4 掛川市の社会的条件

本市には、交通の主要路線である東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、国道 150 号、新幹線、東海道本線、天竜浜名湖鉄道があり、交通途絶時には滞留旅客等の対応懸念がある。降雨時には逆川が氾濫し、床上浸水する地区があり、同地区を通る国道 1 号も通行規制を余儀なくされることがある。

また、市街地の中心部には木造家屋の密集した地区があり、火災の延焼なども考えられる。

私たちを取り巻く社会環境に大きなデジタル技術の変化が起きている。災害対応業務のデジタル化の発展とともに、防災教育、訓練、避難の確保等における進化したデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策が可能になりつつある。

## 第4節 掛川市において予想される一般災害と地域

---

### 第1 風水害

#### 1 洪水による浸水害

主要河川は、菊川、牛湫川、下小笠川、原野谷川、逆川、倉真川、垂木川及び弁財天川であるが、菊川は、国の直轄改修事業により下流から整備を行っている。原野谷川については昭和45年防災ダムの完成により、また、牛湫川、逆川、倉真川及び垂木川についても河川改修により水害の危険は次第に少なくなっている。更に弁財天川についても河川改修が始まり、被害はむしろ小河川の局地的地域で内水氾濫による被害が発生する傾向にある。また、老朽ため池についても補修、補強により改修されつつある。

しかしながら、災害はあくまで予期されない事態によって発生するものであり、都市化の進展につれ新しい災害も予想される。特に、季節的には6・7月の梅雨時に前線の活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的集中豪雨に見舞われることがある。また、8～10月にかけては台風の影響による暴風雨、豪雨災害が予想される。

なお、10～11月にも発達した低気圧の通過で局地的な豪雨に見舞われることがある。

#### 2 高潮、高波

太平洋に面した遠州灘海岸では、台風、低気圧等による高潮、高波の影響を受けやすいので全海岸線にわたって災害が予想される。特に、8月～10月にかけては台風の影響による高潮、高波が発生することがあり、11月～3月にかけては海上を吹走する西風のため、高波が発生することがある。

#### 3 がけ崩れ、土石流、地すべり

本市は、小笠山をはじめ、北部に広大な山林地帯を有し、降雨時や地震時にはがけ崩れ、土石流、地すべりによる土砂災害が予想される。

#### 4 風害（竜巻災害）

本市では竜巻による災害は台風や大雨、落雷等に比べて発生頻度が低いが、竜巻災害の特性を考慮して災害に適切に対応する必要がある。

### 第2 人為的な原因による災害

#### 1 火災・爆発

都市計画事業の推進等により道路整備や建築物の近代化が進み、火災の拡大防止は図られつつあるが、一方近年中高層建築物の増加により、これに対する防御体制を確立しなければならない。また、ガスや石油等の危険物が大量に使用されることに伴う火災の複雑化にも適切に対応する必要がある。

#### 2 事故

新東名高速道路、東名高速道路及び国道一号をはじめ市内の重要路線は、交通事故が減少傾向にある。また、大規模地震発生時には東海道新幹線等大量輸送関係の事故も心配される。

### 第3 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

## 第2章 災害予防対策

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

### 第1節 総則

---

市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

### 第2節 河川の災害予防計画

---

【担当部署：危機管理課、土木防災課、基盤整備課、福祉課、健康医療課、  
長寿推進課、こども希望課、学校教育課、教育政策課】

<計画作成の主旨>

主な河川は、菊川、牛湫川、下小笠川、原野谷川、逆川、倉真川、垂木川、弁財天川などで、これらの河川は、各種事業による改修が進められ、洪水や浸水の不安は解消されつつあるが、近年、郊外型住宅地の形成、流域開発などが進み、河川への雨水流出量が増大していることから、未整備区間や内水氾濫が想定される地域では、依然として洪水や浸水が引き起こされる危険が残っている。

したがって、未整備区間や国管理の一級河川や県管理の一級及び二級河川には整備を働きかけ、準用・普通河川は市での整備を進めていく必要がある。

<計画の内容>

## 第1 河川の治水対策

- 1 一級、二級河川の整備促進  
一級、二級河川の早期改修を働きかけ、安全なまちづくり・地域づくりのための整備を促進するとともに、管理道の整備も要請する。
- 2 準用・普通河川の整備  
市が管理する河川の改修を推進し、水害に対して安心できる地域づくりを推進していく。
- 3 雨水貯留池などの設置  
総合治水対策として、保水・遊水機能の確保のため、雨水貯留事業の検討を進める。

## 4 水位計などの設置

水位計などにより河川管理者や市民が河川の状況を把握しやすくすることにより、浸水による被害の未然防止に努める。

資料編 2-1-1 重要水防箇所

資料編 2-1-2 水防上重大な影響を持つ橋梁

資料編 2-1-3 水防上注意を要する水門等

資料編 2-1-4 水防上重大な関係を有する湛水防除施設

資料編 2-1-5 水位観測所一覧表

## 第2 浸水想定区域の指定と周知

- (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。なお、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川、避難判断水位、水位情報周知河川（氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の情報を提供する河川）は、本編第3章 第24節「水防計画」に示す。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

- (2) 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。
- (3) 知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

- (4) 県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

### 第3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 市は、国等により洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節第1を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 市は市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。
- ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
  - イ 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの
    - ・浸水想定区域に含まれる避難行動要支援者施設（資料編に記載）
  - ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの
- (3) 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (5) 上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
- ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
- また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- イ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- エ **市及び県**は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- オ 要配慮者利用施設の所有者又管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

資料編 2-1-6 浸水想定区域に含まれる避難行動要支援者施設

#### 第4 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

## 第3節 海岸保全災害防除計画

【担当部署：基盤整備課】

### <計画作成の主旨>

遠州灘沿岸は遠浅で海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流送土砂の減少や突堤などの沿岸構造物で漂砂の流れが阻害されることにより、近年では砂浜の浸食が一部で顕在化している。今後十分な調査、研究を行って高潮、浸食対策を講じていく必要がある。

### <計画の内容>

#### 第1 高潮浸水想定地域の指定及び周知

- 1 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。）
- 2 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節第3のとおり。
- 3 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

#### 第2 高潮、波浪等災害予防対策

- 1 海岸保全事業の施行  
市は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、国、県等と連携して海岸保全施設の整備を推進する。
- 2 防潮林、飛砂防備林の造成  
波浪、高潮、飛砂の被害を防止するため、防潮護岸工及び防潮林、飛砂防備林の回復に向けた造成事業を施行する。
- 3 海岸保全区域の指定  
市は、高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期すよう、関係機関に積極的な働きかけを行う。

## 第4節 道路、橋梁の災害防除計画

【担当部署：都市政策課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課】

### <計画作成の主旨>

市は、古くから交通の要衝として発展をしてきており、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号及び国道150号など東西に国等の主要幹線が横断し広域ネットワークを形成している。これらの資源を活かし、都市の活力を増やしつつ安全・安心のまちづくりを実現するために掛川地域、大東地域、大須賀地域の市街地や北部の中山間地域から南部海岸部を結ぶ南北方向の道路網整備が必要である。特に、海岸部においては津波避難路の整備、中山間部においては災害時に集落の孤立化を防ぐ道路整備が急務である。

橋梁については、老朽化した橋梁の架け換えや落橋防止事業を推進していく。

### <計画の内容>

#### 第1 道路施設等の整備

##### 1 都市計画道路などの整備

緊急輸送路と連携を持った道路網の整備を促進するとともに、緊急避難路の役割を担う南北方向の都市内交通ネットワーク等の形成を図る。

##### 2 広域幹線道路の整備

隣接市町と連携し、災害に強い広域的な道路整備を進める。

##### 3 市道の整備

住民の安全や、地域内輸送向上のため、計画的な市道整備を進める。

##### 4 市内分断やアクセス路の安全性向上のための橋梁・トンネルの整備

定期的な点検を行い、計画的な修繕に努めると共に、災害発生のおそれのある箇所については補強対策等を実施する。

##### 5 パトロールの実施

安全、快適な道路環境を維持するとともに、定期的にパトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努める。

##### 6 人員、資機材等の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

#### 7 道路冠水箇所の対策

冠水観測システムを整備し、通行車両等の道路利用者に道路の冠水状況を周知するとともに、道路管理者は通行規制等の安全対策を実施するタイミングの参考にすることで、災害の未然防止に努める。

資料編 3-5-1 建設（事）業協同組合加盟事業所、災害連絡網一覧表

## 第5節 土砂災害防除計画

【担当部署：危機管理課、基盤整備課】

### < 計画作成の主旨 >

掛川市防災会議は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律57号、以下「土砂災害防止法」という）の定めにより、県知事により土砂災害警戒区域を指定された場合には、指定緊急避難場所の指定及び避難連絡体制等の整備を図るよう努める。

### < 計画の内容 >

#### 第1 土砂災害危険箇所の現況

本市では、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が 1,348 箇所存在している。

また、農林水産省及び林野庁指定の地すべり危険地区が 14 箇所存在している。

これらの土砂災害防止に当たっては、県と協議しながら土砂災害防止法に基づき警戒体制の整備を推進し、市は、県が実施するこれらの指定や対策工事の推進に協力する。

なお、土砂災害警戒区域は資料編に示す。警戒区域の概要は下記のとおりである。

### < 土砂災害警戒区域の概要 >

種 類	区 分	内 容
土砂災害警戒区域 (土石流)	国土交通省	土石流による被害の発生するおそれのある溪流
土砂災害警戒区域 (地すべり)		地すべりによる被害の発生するおそれのある箇所
土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)		急傾斜地崩壊（がけ崩れ）により被害のおそれのある箇所
山腹崩壊危険地区	農林水産省 林野庁	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
崩壊土砂流出危険地区		地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
地すべり危険地区		地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある地区

資料編 2-1-8 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域（危険箇所）一覧表

資料編 2-1-10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

資料編 2-1-11 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定一覧表

資料編 2-1-12 ため池一覧表・パトロール箇所

## 第2 土砂災害防止対策の推進

### 1 砂防事業の推進

市は、県が実施する土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るための防災設備の整備の実施に協力する。また、土石流危険溪流については表示板等を設置し、地区住民の意識啓発に努める。

なお、特に危険性が高い土石流危険溪流を中心に、随時パトロールを実施し、豪雨後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

### 2 地すべり等防止事業

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。

このため、市は県が実施する地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき地すべり防止区域として指定、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策の実施に協力する。

### 3 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

(1) 市は、がけ崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を要望する。なお、地震や豪雨後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。

(3) 特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力の下に災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定地域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為(工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等)の規制が効果的に実施されるよう指導する。

## 第3 土砂災害警戒・避難体制の推進

### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、土砂災害防止法という。)第6条及び第8条の規定に基づき、知事が指定する。

#### (1) 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある区域

なお、県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講ずる。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

2 市の責務

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、当該計画区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

(1) 土砂災害警戒区域の警戒・避難体制の整備

市は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

市は指定される土砂災害警戒区域等における住民の安全確保対策のため、静岡県土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の住民に対し、高齢者等避難、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示する。

また、土砂災害警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに住民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域内に主として避難行動要支援者が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確立し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(2) 土砂災害に関する情報等の収集

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

(3) 市民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、市防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオなどにより、警戒区域内の住民に対し確実に伝達する。

(4) 避難行動要支援者施設への情報伝達体制

土砂災害警戒区域内に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、FAX等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

避難行動要支援者施設の範囲は以下のとおりとする。

避難行動要支援者施設の範囲	ア 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者施設等の社会福祉施設 イ 診療所等医療施設（有床に限る。） ウ 幼稚園、保育所、認定こども園等
---------------	---

(5) 防災知識の普及及び土砂災害に対する防災訓練の実施

土砂災害防災訓練及び土砂災害凶上訓練等を開催し、土砂災害警戒区域周辺の関係住民に対し防災知識の普及に努める。

訓練を通して、土砂災害警戒区域住民は、避難指示等を想定した避難・情報伝達等訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

3 土砂災害防止法の施行

(1) 市防災計画

掛川市防災会議は、掛川市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 土砂災害に関する情報の収集および伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	本編第2章 第4項 第3「土砂災害警戒・避難体制の推進」 2「市の責務」(2)「土砂災害に関する情報等の収集」の定めに順ずる。
② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	避難施設その他の避難場所については、資料編 第3章 第2節「避難関係」(2)「指定緊急避難場所」の定めに従い、避難路その他の避難経路に関する事項は、掛川市防災ガイドブックの家庭の避難計画の定めに従うものとする。
③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	本編 第2章 第4節 第3「土砂災害警戒・避難体制の推進」 2「市の責務」 3「土砂災害防止法の施行」(5)「防災知識の普及及び土砂災害に対する防災訓練の実施」の定めに順ずる。
④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地に関する事項	本編 第2章 第4節 第3「土砂災害警戒・避難体制の推進」 2「市の責務」(4)「避難行動要支援者施設への情報伝達体制」の定めに順ずる。
⑤ 救助に関する事項	地震対策編 第5章 第6節 第3「人命の救出活動」の定めに順ずる

<p>⑥ 前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</p>	<p>本編 第2章 第4節 第3「土砂災害警戒・避難体制の推進」2「市の責務」(4)「避難行動要支援者施設への情報伝達体制」の定めに従う。</p>
--	---

(2) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

**市及び県**は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(3) 住民への周知

市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災ガイドブック・土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

県は、電子地図の提供等により、市を支援するものとする。

(4) 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

(5) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

<土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等>

通し番号	要配慮者施設等			土砂災害警戒区域指定箇所				
	施設名	施設所在地	施設区分	箇所番号	警戒区域名	大字	字	告示年月日
1	日坂小学校	大野 3-1	小学校	213-III -0001	大野沢	大野	大向	2007年 1月30日
2	特別支援学校ねむの木	上垂木 2979-2	特別支援学校	109-I -3830	上垂木 知蓮	上垂木	知蓮	2007年 3月23日
3	ねむの木学園感謝の心	上垂木 3011	障がい福祉サービス事業所	109-I -3830	上垂木 知蓮	上垂木	知蓮	2007年 3月23日
4	さくらぎこども館	家代 1738-1	児童福祉施設	109-II -2821	家代江津B	家代	江津他	2008年 6月27日
5	さかがわ幼稚園	伊達方 474-1	幼稚園	109-I -3822	伊達方 諏訪	伊達方	諏訪ノ谷他	2009年 2月27日
6	子育てセンターともものもり	大池 2305	認定こども園	109-II -2991	大池三十八ノ坪B	上屋敷		2010年 2月5日 2022年 3月29日
7	原田小学校	原里 1623-1	小学校	213-I 013 109-I -1908	原里高山	原里		2010年 2月26日 2018年 1月4日
8	グループホーム水垂の里	水垂 126-1	老人福祉関係施設	109-I -3816	水垂西山	水垂	西山他	2010年 3月30日
9	掛川市立ききょう荘	水垂 479-1	老人福祉関係施設	109-II -3110	水垂大坪	水垂	大坪	2010年 3月30日
10	医療法人社団綾和会掛川北病院	下垂木 3350	医療提供施設	109-II -2999	下垂木 飛鳥E	下垂木	飛鳥	2012年 3月30日
11	掛川西高等学校	城西 1-1-6	高等学校	109-II -3198	掛川	掛川		2012年 3月30日

一般対策編 第2章 災害予防対策 第5節 土砂災害防除計画

通し 番号	要配慮者施設等			土砂災害警戒区域指定箇所				
	施設名	施設所在地	施設区分	箇所 番号	警戒 区域名	大字	字	告示 年月日
12	掛川市中部地域健康医療支援センター「中部ふくしあ」	杉谷南 1-1-30	医療提供施設	109-II -3268	杉谷鍋倉	杉谷	鍋倉 他	2012年 3月30日
13	特別養護老人ホーム大東苑	下土方 3584-1	老人福祉関係施設	109-II -4041	下土方畑ヶ谷	下土方	畑ヶ 谷	2012年 3月30日
14	掛川市老人福祉センター山王荘	大坂 2443	老人福祉関係施設	109-I -3863 447-I -002 447-I -003	大坂谷口 大坂沢  太田沢	大坂	谷口 他 寺部 他  谷口 他	2012年 3月30日
15	横須賀高等学校	横須賀 1491-1	高等学校	109-I -1949	横須賀愛宕下	横須賀		2013年 3月26日
16	上内田小学校	上内田 3325	小学校	109-I -3827	板沢原	板沢		2014年 3月14日
17	城東中学校	下土方 680	中学校	109-III -0837 109-II -4069	下土方番場 下土方番場B	下土方		2014年 3月14日 2017年 3月31日
18	佐東小学校	小貫 1474	小学校	109-I -2050	小貫堂脇	小貫		2015年 3月31日
19	掛川障がい者支援センターきらら上内田	上内田 914-6	地域活動支援センター	109-II -3273	上内田大谷A	上内田	大谷 他	2016年 3月29日
20	桜木小学校	下垂木 1472-1	小学校	109-S -1572	下垂木峯A	下垂木	峯他	2019年 3月19日
21	ねむの木学園施設ガラス工房	上垂木 3141-3	障がい福祉サービス事業所	109-S -1536	上垂木知連C	上垂木	知連	2019年 3月19日
22	ねむの木学園施設雑貨屋さん	上垂木 3109-1	障がい福祉サービス事業所	109-S -1534	上垂木知連D	上垂木	知連	2019年 3月19日
23	ねむの木学園施設お花屋さん	上垂木 3109-1	障がい福祉サービス事業所	109-S -1534	上垂木知連D	上垂木	知連	2019年 3月19日

一般対策編 第2章 災害予防対策 第5節 土砂災害防除計画

通し 番号	要配慮者施設等			土砂災害警戒区域指定箇所				
	施設名	施設所在地	施設区分	箇所 番号	警戒 区域名	大字	字	告示 年月日
24	ねむの木学園や さしいお家・星 に祈る	上垂木 2979-1	障がい福祉 サービス事 業所	213-S -056	上垂木 沢B	上垂木	小中 野	2019年 3月19日
25	県立掛川工業高 等学校	葵町 15-1	高等学校	109-S -1671	葵町	葵町		2020年 2月21日
26	掛川市立第一小 学校学童保育所	掛川 1102-5	児童福祉施 設	109-S -1672	掛川子 角山	掛川	子角 山	2020年 2月21日
27	高齢者福祉施設 JAデイサービ ス大城	大坂 2528	老人福祉関 係施設	109-S -1784	大坂藪 田C	大坂	藪田	2020年 2月21日

## 第6節 山地災害防除計画

【担当部署：農林課】

### ＜計画作成の主旨＞

森林は、水源かん養や土砂流出防止等の多面的機能を果たすが、林業経営の不振等により、管理が不十分な人工林も多いため、保水機能や土砂流出防止機能等の低下も予測され、地震や気象状況に伴う土砂崩れや風水害の発生も懸念される。そのため、谷止事業や人工林の管理・育成に努め、災害防止を図る。

### ＜計画の内容＞

#### 第1 治山事業

森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能等を高めるために、危険箇所の谷止事業をはじめ、人工林の適切な管理、広葉樹林等の育成に努め、治山対策を進める。

### ＜事業計画＞

事業名	施工箇所	備考
海岸防災林造成事業	大湊地区	R 2 (H26～R15)
海岸防災林造成事業	浜野地区	R 2 (H26～R15)
海岸防災林造成事業	浜川新田地区	R 2 (H26～R15)
保育事業	市内海岸域	R 2
保安林改良事業	萩間地区	R 3
県単独県営治山事業	大湊	R 3
県単独県営治山事業	沖之須ほか	R 3
県単独県営治山事業	日坂	R 3

#### 第2 山地災害危険地対策

市は、県と連携して地形、地質、植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

県及び市町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

#### 第3 総合的な山地災害対策

- 1 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。
- 2 山地災害危険区域の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

## 第7節 林道災害防除計画

【担当部署：農林課】

### < 計画作成の主旨 >

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形に開発されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

### < 計画の内容 >

#### 第1 林道事業

被災時の集落間連絡路（迂回路）としての林道新設、並びに災害を受けにくい林道とするための改良事業を実施する。

### < 事業計画 >

事業名	施工箇所	備考
農山漁村地域整備交付金事業	大尾大日山線	H10～R 6
社会環境基盤重点林道整備事業	大尾大日山線	H10～R 6
県単独林道補助事業	大尾大日山線	

## 第8節 農地災害防除計画

【担当部署：農林課】

### <計画作成の主旨>

農地の防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、各種の事業に合わせて積極的に進め、災害の予防を図る。また、農地と同様に農道の整備を図り、災害時の迂回路として考える。

また、老朽ため池の崩壊及び溢水による被害を防止するため、築堤の補強及び付帯構造物の新設改修等を実施する。

### <計画の内容>

#### 第1 農地、農業施設対策事業

##### 1 ため池等整備事業

##### (1) パトロールの実施

防災上又は管理上重要なため池については、必要に応じてパトロールを実施する。

##### (2) 決壊した場合に影響が大きいため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

### <事業計画>

事業名	施工箇所	備考
ため池（宝谷池）	掛川市初馬地内	H28～R 1
ため池（奥山沢池）	掛川市上遊家地内	H26～R 4
ため池（初馬菖蒲ヶ谷）	掛川市初馬地内	H28～R 1
防災ダム（原野谷ダム）	掛川市丹間地内	H22～30
ため池（居沼池）	掛川市大坂地内	H29～R 4
ため池（上内田大谷池）	掛川市上内田地内	H29～R 2
ため池（親王ヶ谷池）	掛川市倉真地内	H29～R 1
ため池（桜木池）	掛川市上垂木地内	H29～R 1
ため池群倉真川	掛川市上西郷ほか	H30～R 4
ため池群原谷川1期	掛川市伊達方ほか	H30～R 4
ため池群原野谷川2期	掛川市上垂木ほか	H30～R 4
ため池群菊川水系掛川	掛川市上土方ほか	H30～R 6

2 海岸保全事業

「海岸法」に基づき、津波、高潮、波浪等から農地の災害を予防するために必要な堤防、護岸等の新設・改修を関係機関へ依頼する。

3 たん水防除事業

排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する。

4 地すべり対策事業

農地の地すべりによる被害を低減するため、地すべり現象を未然に防止する整備を行う。

<事業計画>

事業名	施工箇所	備考
地すべり対策（御林）	掛川市日坂地内	H23～28

## 第9節 倒木被害防除計画

---

【担当部署：農林課】

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、**市及び県**は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

## 第10節 盛土災害防除計画

---

【担当部署：都市政策課】

県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検**等**を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、**宅地造成及び特定盛土等規制法などの**各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

## 第11節 通信施設等整備計画

【担当部署：危機管理課】

### <計画作成の主旨>

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制や輻輳といった事態が予想されることから、市、県及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐災化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散、通信施設等の整備を図り、併せて、定期的な訓練を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図る。

### <計画の内容>

#### 第1 無線通信施設の現況

##### 1 市無線通信施設

##### (1) 防災行政無線（固定系）＝同時通報用無線

掛川市災害対策本部から市民等へ情報の伝達及び避難誘導等に使用する。

掛川 区域	ア 親局（本庁）	1 局	F2D・F3E 69.465MHz (5W)
	イ 遠隔制御装置 （本庁・中央消防署）	2 台	
	ウ 屋外子局	177 局	
	エ 戸別受信機・防災ラジオ	20,111 台数	
大東 区域	ア 親局（大東支所）	1 局	F3E 69.165MHz (5W)
	イ 屋外子局	78 局	
	ウ 戸別受信機・防災ラジオ	4,839 台数	
大須 賀 区域	ア 親局（大須賀支所）	1 局	F3E 68.805MHz (1W)
	イ 屋外子局	39 局	
	ウ 戸別受信機・防災ラジオ	2,796 台数	
	エ 中継局（小笠山）	1 局	D7w64.235MHz (10W)

##### (2) 地域防災無線

掛川市災害対策本部と支部、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との災害時における気象通報並びに災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。

市 内	ア 基地局（小笠山・大東支所）	2 局	G7W 260MHz 帯(10W)
	イ 統制台	2 台	（本庁）
	ウ 半固定型	112 局	（防災拠点）(2W)
	エ 車載型	64 局	(5W)
	オ 携帯型無線機	123 局	（本庁、大東支所、大須賀支所）(2W)
	カ ファクシミリ	54 台	

(3) 防災相互通信無線

掛川市災害対策本部と県、近隣市町及び防災関係機関との災害時における災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。

ア 基地局	第1装置	1局	158.35MHz
	第2装置	1局	466.775MHz
イ 移動局		8局	(本庁、大東支所、大須賀支所)

(4) 消防無線

掛川市消防無線管理運用規程第21条に基づく通信業務を行う。

1	無線配備状況	
	(1) 消防本部 (消防総務課・予防課)	
	ア 車載型	4局
	イ 携帯型	4局
	ウ 署活波	4局
	(2) 中央消防署	
	ア 卓上型	1局
	イ 可搬型	1局
	ウ 車載型	10局
	エ 携帯型	6局
	オ 署活波	15局
	(3) 西分署	
	ア 卓上型	1局
	イ 車載型	4局
	ウ 携帯型	3局
	エ 署活波	5局
	(4) 南消防署	
	ア 卓上型	1局
	イ 車載型	7局
	ウ 携帯型	5局
	エ 署活波	10局
2	使用周波数	
	(1) 活動波3	265.0875MHz
	(2) 活動波6	265.4625MHz
	(3) 主運用波	265.30625MHz
	(4) 統制波1	265.90625MHz
	(5) 統制波2	265.23125MHz
	(6) 統制波3	265.53125MHz
	(7) 防災相互波	158.35MHz

2 静岡県防災行政無線

県は、平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行っている。

平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行(静岡県デジタル防

災通信システム)を図り、地上系は平成25年12月から運用を開始している。

本市の、災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県防災行政無線で行う。

## 第2 通信施設整備計画

### 1 情報伝達ルートの多重化

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努めるとともに、Web会議システムによる災害時における意思疎通や情報共有を推進する。

### 2 市防災行政無線の整備拡充

(1) 市は、大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線を整備拡充するとともに、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し市民へ周知するよう努める。

(2) 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進する。

(3) 市防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

(4) 平常時から停電時を想定した訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努め、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

#### (5) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及啓発、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 3 防災関係者の初動体制確立のための自動招集システムの整備

災害情報の確実な連絡を行い、初動体制を確立するために、携帯電話メール機能を利用した自動招集システムの運営を実施する。

### 4 アマチュア無線の有効活用

市内外を結ぶ通信が途絶した場合を想定し、複数の通信手段を確保するため、市内のアマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用するものとする。

### 5 消防用無線との相互通信可能な通信資機材

消防本部との相互連絡を可能にするため、また、無線のふくそうを防ぐため、庁舎内に消防無線との相互通信が可能な資機材の整備を図る。

6 孤立想定地域の通信手段の確保

市は、風水害等による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

7 非常用電源の確保

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料を備蓄する。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に安全性のある堅固な場所へ設置する。

8 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバー負荷の軽減のため、サーバーの分散化を図る。

なお、サーバーについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、安全性のある堅固な場所への設置に努める。

## 第12節 要配慮者支援計画

【担当部署：危機管理課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、観光・シティプロモーション課、こども希望課、学校教育課、教育政策課】

＜計画作成の主旨＞

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

＜計画の内容＞

### 第1 要配慮者支援体制

要配慮者支援体制は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 1 要配慮者支援体制」の定めに準ずる。

### 第2 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者の把握は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 2 避難行動要支援者の把握」の定めに準ずる。

### 第3 避難行動要支援者名簿の作成等

避難行動要支援者名簿の作成等は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 3 避難行動要支援者名簿の作成等」の定めに準ずる。

### 第4 個別計画の策定

個別計画の策定は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 4 個別計画の策定」の定めに準ずる。

### 第5 防災訓練

防災訓練は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 5 防災訓練」の定めに準ずる。

### 第6 人材の確保

人材の確保は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 6 人材の確保」の定めに準ずる。

### 第7 協働による支援

協働による支援は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 7 協働による支援」の定めに準ずる。

### 第8 地区防災計画との整合

地区防災計画との整合は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 8 地区防災計画との整合」の定めに準ずる。

### 第9 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 9 避難支援等関係者等の安全確保」の定めに準ずる。

### 第10 観光客の安全確保

観光客の安全確保は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 10 観光客の安全確保」の定めに準ずる。

### 第11 その他要配慮者に関し必要な対策

その他要配慮者に関し必要な対策は、地震対策編 第2章 第4節 第10「要配慮者の支援 11 その他要配慮者に関し必要な対策」の定めに準ずる。

## 第13節 火災予防計画

【担当部署：危機管理課、消防本部】

### <計画作成の主旨>

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の確立と消防施設の強化充実を図るとともに、特に火災の発生を防止するため、建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い被害の軽減を図る。

### <計画の内容>

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

### 第1 消防力の現況

掛川市における消防力の現況は、資料編に示すとおりである。

資料編 3-11-1 市の消防力一覧表

資料編 3-11-3 掛川市消防団（水防団）の位置及び管轄区域

資料編 3-11-4 市の消防組織一覧表

### 第2 消防体制の整備

#### 1 消防組織の確立

市は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。

#### 2 消防職員・消防団員の教育

消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校等において教育訓練を行う。

市は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校等に派遣するほか、一般教育訓練を実施する。

#### 3 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するためには、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、住民や事業所の協力を得るための事業を積極的に推進する。

#### 4 初期消火体制の強化

火災発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、市及び消防機関は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

5 連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

6 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援及び受援それぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

7 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

### 第3 火災予防対策

火災予防対策を推進するため、消防本部及び消防団は、おおむね次の対策を実施する。

1 火災予防指導の強化

市は県と連携して、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、災害による火災を未然に防止するために次の指導を進める。また、津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(1) 危険物施設及び少量危険物施設

県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。指導及び改善の確認等は掛川市消防本部が実施する。

(2) 高圧ガス（LPガスを含む。）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導を進めるとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を促進する。

特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

(3) 都市ガスの安全対策

雑居ビル、建築物の地階における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

(4) LPガス消費設備（一般家庭等におけるボンベ）

LPガス容器については、鎖等による転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

(5) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような混合発火が生じないように予防措置を講ずることを指導する。

ア 可燃物と酸化剤の接触による発火

イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火

(6) 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、ホテル、旅館、雑居ビル、建物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

(7) 石油ストーブ

対震自動遮断装置付ストーブの使用の徹底を図る。

(8) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

(9) その他出火の危険がある物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵・保管について、安全な措置を講ずるよう指導する。

2 消防用設備等の整備

市は、消防力の整備指針(平成17年消防庁告示第9号)に基づき、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成23年度を初年度とする第4次静岡県地震防災緊急事業5箇年計画に基づき整備促進を図る。

災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設は次のとおりである。

(1) 消防団による避難誘導のための拠点施設

(2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設

(3) 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの

(4) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備

(5) 耐震性貯水槽等の消防水利の整備

(6) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材

3 防火思想の普及

市は、事業所、学校、自主防災組織等に対し、防火講演会、映画会の実施、ポスター等により防火思想の普及を図る。

#### 第4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、県が定める関係機関等と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

1 林道(防火道)等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道(防火道)、防火線、防火林等の整備に努める。

2 予防設備の整備

関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

第5 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に、知事から市長へ伝達される火災気象通報は、次により取扱う。

1 火災気象通報の基準

対象地域	実施基準
概ね市町単位 (二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。</li> <li>・毎朝（5時頃）、24時間以内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。</li> <li>・注意すべき事項は3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>・定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報する。</li> </ul>

## 第14節 公共建物等の災害予防計画

【担当部署：危機管理課、都市政策課、土木防災課、基盤整備課、水道課】

### <計画作成の主旨>

市の管理する建築物等は、災害発生時に防災拠点として重要な役割を果たすため、これらについての整備を促進する。

### <計画の内容>

#### 第1 浸水等風水害対策

市は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。また、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進する。

そのほか、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能となるよう配慮する。

#### 第2 がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅について、相談窓口等を設置し、移転する必要性の啓発等を行う。

#### 第3 公共施設の耐震化

公共施設の耐震化は、地震対策編 第2章 第4節 第4「建築物の耐震対策」の定めに準ずる。

#### 第4 避難場所(指定緊急避難場所)の整備

避難場所(指定緊急避難場所)の整備は、地震対策編 第3章 第2節 第2「地震対策緊急整備事業計画 2 避難場所・避難路の整備」の定めに準ずる他、公共建築物耐震化計画、公園の整備計画等の推進と併せ、収容能力の増強、危険箇所の解消等必要な整備に努める。

#### 第5 水道施設の耐震化

水道施設の耐震化は、地震対策編 第3章 第2節 第2「地震対策緊急整備事業計画 1 防災業務施設の整備」の定めに準ずる他、水道施設の被害を防止するとともに、すみやかに応急給水を実施するため、配水池及び給水設備等の整備に努める。

## 第15節 避難情報の事前準備計画

【担当部署：危機管理課、関係各課】

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

### 第1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 沿岸市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

(4) 市は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、県に技術的専門的な助言及び作成支援を求める。

### 第2 住民への周知・意識啓発

(1) 市は、避難指示、緊急安全確保、災害発生情報が発令された際、避難地への移動(立退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、県及び市町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から

「全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

## 第16節 避難誘導體制の整備計画

【担当部署：危機管理課、関係各課】

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

## 第17節 防災知識の普及計画

【担当部署：危機管理課、こども希望課、教育委員会】

### <計画作成の主旨>

災害による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に災害に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

### <計画の内容>

市長は、災害応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。また、市は市民自らが生命、身体、財産を守り、併せて地域の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、市民に対し必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

原則として、「地震対策編 第2章 第1節 防災思想の普及」及び「同章 第13節 避難情報の事前準備計画 第2 住民への周知・意識啓発」に準ずる。

### 第1 普及すべき内容及び方法

普及すべき内容及び方法は、地震対策編 第2章 第1節 第1「普及すべき内容及び方法」の定め  
に準ずる。

### 第2 市の防災思想の普及、徹底

#### 1 市防災担当者に対する防災教育

市防災担当者に対する防災教育は、地震対策編 第2章 第1節 第2「市の防災思想の普及、  
徹底 1市職員に対する教育」の定め  
に準ずるほか、次の対策を実施する。

- (1) 風水害等に関する一般的な知識
- (2) 風水害等が発生した場合に具体的に  
とるべき行動に関する知識
- (3) 風水害等防災対策として  
現在講じられている対策に関する知識
- (4) 今後風水害等対策として  
取り組む必要のある課題

#### 2 学校教育（保育園を含む） 機関を通じた教育

学校教育（保育園を含む）  
機関を通じた教育は、地震対策編 第2章 第1節 第2「市の防  
災思想の普及、徹底 2学校教育（保育園を含む）  
機関を通じた教育」の定め  
に準ずる。

#### 3 市民に対する 防災思想の普及・支援

市民に対する防災思想の普及・  
支援は、地震対策編 第2章 第1節 第2「市の防  
災思想の普及、徹底 3市民  
に対する防災思想の普及・  
支援」の定め  
に準ずる。

### 第3 防災関係機関が実施する防災思想の普及

防災関係機関が実施する防災思想の普及は、地震対策編 第2章 第1節 第3「防災関係機関が実施する防災思想の普及」の定めに基づき、以下のとおりとする。

### 第4 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、地震対策編 第2章 第1節 第4「災害教訓の伝承」の定めに基づき、以下のとおりとする。

### 第5 地域住民の適切な避難や防災活動に資する資料

市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

#### 1 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料

図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

#### 2 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料

図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

#### 3 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料

図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

## 第18節 自主防災組織の育成

【担当部署：危機管理課】

### <計画作成の主旨>

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

しかし、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないことから、これに対処するためには、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体・女性団体等と有機的な関係を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行う。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため市は、的確な自主防災活動ができるようその基準等を示す。

### <計画の内容>

風水害等の防災に関し、自主防災組織や市民等が果たすべき役割は極めて大きい。市民は自分達の安全を自らの手で守る意欲を持ち、平常時から災害発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

#### 第1 市民の果たすべき役割

自主防災活動における市民の果たすべき役割は、地震対策編 第2章 第2節 第1「市民の果たすべき役割」の定めに準ずる。

#### 第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、地震対策編 第2章 第2節 第2「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

#### 第3 事業所等の果たすべき役割

事業所等の果たすべき役割は、地震対策編 第2章 第2節 第3「事業所等の果たすべき役割」の定めに準ずる。

#### 第4 市の指導及び助成

市の指導及び助成は、地震対策編 第2章 第2節 第4「市の指導及び助成」の定めに準ずる。

#### 第5 自主防災組織と消防団の連携

自主防災組織と消防団の連携は、地震対策編 第2章 第2節 第5「自主防災組織と消防団の連携」の定めに準ずる。

### 第6 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進は、地震対策編 第2章 第2節 第6「地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」の定めに準ずる。

資料編 2-3-1 自主防災組織組織図

資料編 2-3-2 掛川市自主防災組織資機材等整備費補助事業交付要綱

## 第19節 防災訓練計画

【担当部署：危機管理課・関係各課】

### <計画作成の主旨>

市及び防災関係機関が災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、県、市町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

### <計画の内容>

#### 第1 掛川市

市の防災訓練計画は、地震対策編 第2章 第3節 第1「掛川市」の定めに準ずる。

#### 第2 防災関係機関

防災関係機関の防災訓練計画は、地震対策編 第2章 第3節 第2「防災関係機関」の定めに準ずる。

#### 第3 訓練時における交通規制

訓練時における交通規制は、地震対策編 第2章 第3節 第3「訓練時における交通規制」の定めに準ずる。

#### 第4 学校等の防災訓練

学校等の防災訓練は、地震対策編 第2章 第3節 第4「学校等の防災訓練」の定めに準ずる。

#### 第5 企業の防災訓練

企業の防災訓練は、地震対策編 第2章 第3節 第5「企業の防災訓練」の定めに準ずる。

## 第20節 危険物施設保安計画

【担当部署：危機管理課、消防本部】

### ＜計画作成の主旨＞

災害時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や、危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

そのため市は、市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策の円滑化を期するとともに、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図る。

### ＜計画の内容＞

#### 第1 施設の現況

危険物製造所等（火薬類、石油類、薬品類）の施設の現況は、資料編に示すとおりである。

#### 第2 予防査察等の実施

- 1 掛川市消防本部は危険物製造所、貯蔵所等について定期的に立入検査等を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。
- 2 掛川市消防本部は消防法の基準に適合していない施設については、改善を指導する。
- 3 危険物規制行政については、県の助言を受けて掛川市消防本部において実施する。
- 4 監督機関及び関係機関は消防団等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 5 掛川市消防本部は、化学消火資機材を整備する。
- 6 広報・啓発の推進  
市は、危険物安全協会等の関係団体を通じて事業所及び市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

#### 第3 保安教育

監督機関及び防災機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を、また、防災に関する諸活動が円滑に実施できるよう指導し、保安意識の高揚に努める。

資料編 2-1-13 危険物製造所等一覧表

## 第21節 防災資機材整備計画

【担当部署：危機管理課、消防本部】

### <計画作成の主旨>

災害対策を効果的に実施するため、災害対策本部（支部）及び自主防災組織が必要とする防災用資機材等の整備に努める。

### <計画の内容>

#### 第1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事する者の装備のため、資機材等の整備を図る。

##### 1 防災用資機材

防災資機材の整備は、地震対策編 第3章 第2節 第2「地震対策緊急整備事業計画 1 防災業務施設の整備」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

- (1) 応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて、整備充実を図る。  
また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

##### 2 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

##### 3 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

##### 4 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。なお、関係機関及び団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

資料編 2-2-1 防災拠点における資機材の整備状況

## 第22節 観光事業者の災害予防計画

【担当部署：観光・シティプロモーション課】

### <計画作成の主旨>

本市には大規模な観光施設があり、多くの宿泊客及び日帰り客がある。ここでは、特に宿泊客の安全を守るために、観光事業者の行うべき計画を示す。

### <計画の内容>

#### 第1 観光、宿泊、レクリエーション事業者

##### 1 避難・誘導パンフレットの作成及び配布

宿泊施設内だけの避難誘導ではなく、安全に屋外の避難場所（指定緊急避難場所）までの誘導が可能なパンフレットを観光協会や旅館組合が中心となって作成及び配布する。

##### 2 防災訓練の実施

特に宿泊者等の避難誘導や初期消火に重点を置き、各事業者が個別に行うものと市の防災訓練に参加して行うものを実施する。

##### 3 防災資機材の整備

各事業者は、消防法で定められた消防用設備等の定期点検を実施するとともに、救出救助に必要な資機材等も整備する。

##### 4 不燃化・耐震化の推進

市内の宿泊施設は、比較的新しい建築物が多いが、宿泊施設の管理者は、耐震診断を行い必要な補強や窓ガラス飛散防止等を行い、その安全性を確保する。

##### 5 非常用食料や飲料水の備蓄

災害が発生し、帰宅の途が絶たれた場合、2～3日は事業者や市で対応する必要がある。そのため、事業者も非常用の食料を備蓄するとともに、浄水器などの整備により飲料水の確保にも努める。

##### 6 レクリエーション施設と市との連携体制の検討

市内には大規模レクリエーション施設として、ゴルフ場などがある。市では、こうした各施設の災害時の避難体制など防災体制の確立を啓発するとともに、災害時連携体制の構築を図る。

## 第23節 事業所等の自主的な防災活動

---

【担当部署：危機管理課、産業労働政策課】

### <計画作成の主旨>

本市には大規模な観光施設があり、多くの宿泊客及び日帰り客がある。ここでは、特に宿泊客の安全を守るために、観光事業者の行うべき計画を示す。

### <計画の内容>

#### 第1 事業所等の果たすべき役割

##### 1 事業所等の自主的な防災活動

事業所等の自主的な防災活動は、地震対策編 第2章 第2節 第3「事業所等の果たすべき役割 1 事業所等の自主的な防災活動」の定めに準ずる。

##### 2 平常時からの防災活動の概要

平常時からの防災活動の概要は、地震対策編 第2章 第2節 第3「事業所等の果たすべき役割 2 平常時からの防災活動の概要」の定めに準ずる。

##### 3 事業所の防災力向上の促進

事業所の防災力向上の促進は、地震対策編 第2章 第2節 第3「事業所等の果たすべき役割 3 事業所の防災力向上の促進」の定めに準ずる。

##### 4 事業継続計画（BCP）の取組

事業継続計画（BCP）の取組は、地震対策編 第2章 第2節 第3「事業所等の果たすべき役割 4 事業継続計画（BCP）の取組」の定めに準ずる。

## 第24節 食料及び生活必需品等の備蓄計画

【担当部署：危機管理課、水道課】

### <計画作成の主旨>

食料、生活必需品及び飲料水等については、市民一人ひとりの責任において必要数量を普段から備蓄しておく必要があるが、災害により自力生活が困難となった者に対し、応急的に食料及び毛布等の生活必需品を供給するため、必要最小限度の食料等を備蓄する。

また、災害応急対策又は復旧に必要な物資及び資機材等についても、緊急に調達することができるよう入手経路等についてあらかじめ定める。

### <計画の内容>

#### 第1 生活の確保

##### 1 食料及び生活必需品の確保

食料及び生活必需品の確保は、地震対策編 第2章 第4節 第1.1「生活の確保 1 食料及び生活必需品の確保」の定めに準ずる。

##### 2 飲料水の確保

飲料水の確保は、地震対策編 第2章 第4節 第1.1「生活の確保 2 飲料水の確保」の定めに準ずる。

#### 第2 地域防災拠点（避難所・救護所）における資機材等の配備

地域防災拠点（避難所・救護所）における資機材等の配備は、地震対策編 第2章 第4節 第1.1「生活の確保 6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備」の定めに準ずる。

## 第25節 ガス保安計画

【担当部署：危機管理課、消防本部】

### <計画作成の主旨>

都市ガス（「ガス事業法」に定める一般ガス事業に係るガス及び簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（「高圧ガス保安法」に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

### <計画の内容>

#### 第1 ガス事業の現況

都市ガス事業者（「ガス事業法」に定める一般ガス事業者、簡易ガス事業者及び大口ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、資料編（2-1-14）に示すとおり。

資料編 2-1-14 ガス事業所一覧表

#### 第2 ガス保安予防対策

##### 1 ガス保安体制の整備

###### (1) 保安規程の写の提出

都市ガス事業者は、「ガス事業法」第30条の規定による保安規程の写を市及び消防機関に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急態勢の整備を行う。

###### (2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア 市は、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ 都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を所轄消防機関に提出する。

##### 2 ガス保安施設の整備

###### (1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

###### (2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

##### 3 ガス災害の予防対策

###### (1) 都市ガス

ア 都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。

イ 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓

練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に係わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関連工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ 他工事業者は、他工事をするに際しガス導管に係る災害を防止するため、あらかじめ都市ガス事業者と連絡・協議をするとともに、都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力する。

オ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報機器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

## (2) 高圧ガス

ア 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

## 第26節 道路鉄道等災害防止計画

【担当部署：危機管理課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課】

### <計画作成の主旨>

道路鉄道は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、市は、災害の発生により道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

### <計画の内容>

#### 第1 道路交通の災害予防計画

##### 1 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況などについて関係機関との連絡体制を整備する。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

##### 2 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送路や緊急性が高い路線及び箇所（区間）から順次、補強及び整備を実施する。

##### 3 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

#### 第2 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

##### 1 安全施設等の整備

(1) 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

(2) 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

##### 2 防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

##### 3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

##### 4 運行規制の実施状況に関する広報

豪雨、積雪等の異常気象時における列車運行に関する広報体制の整備を行う。

## 第27節 防災のための調査研究計画

【担当部署：危機管理課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課、農林課】

### <計画作成の主旨>

市は、市における災害発生の態様から自然災害に重点を置き、次のとおり調査研究を行うものとする。

### <計画の内容>

#### 第1 防災のための調査研究

##### 1 実施方針

- (1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
  - ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とくなくおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。
  - イ 市内におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後奥地林の開発等に伴い、山間部の災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い都市周辺部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われるようになり、宅地災害の発生が大きな問題となってきた。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。
- (7) 要防災地域の防災パトロールの実施  
危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

##### 2 調査事務

- (1) 河川の河床・護岸・堤防の調査
- (2) 道路・橋梁の通行危険箇所の調査
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域の調査
- (4) 治山関係の調査
- (5) 土石流危険地域の調査
- (6) 林道の通行危険箇所の調査
- (7) 冠水常襲農地の調査
- (8) 通信施設の整備点検
- (9) 雨量計の整備点検
- (10) 防災資材・水防資材の整備点検

3 研究事項

- (1) 要防災地域、箇所、物件等の指定について
- (2) 要防災の程度の区分について
- (3) 風水害、地震に関する資料の収集について

4 土地条件調査上における主要問題点

- (1) 大雨による常襲冠水地帯の問題
- (2) 山沿い地帯の崩れの問題
- (3) 市街地における火災の問題
- (4) 土石流危険地域の問題

**第2 災害発生状況調査**

1 地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

2 津波

過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。

3 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

4 地すべり

地すべり災害の面からみた基礎データを収集し、今後の防災対策の資料とする。

5 火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

## 第28節 ボランティア団体の組織化の推進及び啓発計画

【担当部署：危機管理課、福祉課】

### <計画作成の主旨>

市は、市社会福祉協議会及び市ボランティア協会等と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害対策活動の促進を図る。

### <計画の内容>

#### 第1 ボランティア活動の支援

##### 1 ボランティア活動の環境整備

市は、**ボランティアの自主性を尊重しつつ、**日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体**等のNPO等**との連携を図るとともに、**災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、**災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

##### 2 専門ボランティアの登録

大規模災害が発生した場合、専門ボランティアを必要とする際に備え、県で登録されている専門ボランティアの登録情報の共有を図る。

##### 3 一般ボランティアの受入れ体制

###### (1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時からボランティアコーディネーターを養成する。

###### (2) 市災害ボランティア本部で活動する県が養成した災害ボランティアコーディネーターと連携した訓練や質的向上のための研修の実施等を計画する。

###### (3) ボランティア受入れ拠点の整備

ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートを検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

###### (4) 受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(5) ボランティア関係団体とのネットワークの整備

ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社静岡県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

4 行政の支援

(1) 市は、ボランティアの**受入**に必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりについて、市社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

(2) 市は、災害ボランティア本部で活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティアコーディネーターを活用できる環境を創る。

## 第29節 住民の避難体制

【担当部署：危機管理課、関係各課】

### <計画作成の主旨>

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

### <計画の内容>

#### 第1 避難地・避難路の周知啓発

- (1) 市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

#### 第2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

##### (1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

##### (2) 避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

#### 第3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入ることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

##### (1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想

定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を**受入**ること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、**貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、**避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。**加えて**、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、**市及び県**は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

## (2) 2次避難所の整備

### ア 福祉避難所

- ・市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を**受入**るため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で**受入**るべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を**受入**ることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地

域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

- ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

#### イ 2次的避難所

- ・2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間**受入**、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・市は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を**受入**るため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。・市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

### 第4 避難地、避難所等の施設管理

#### (1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

**なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。**

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

#### (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と連絡体制の構築を行う。

#### (3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必

要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。  
また、市は、施設の管理者等に対して、  
計画作成を働きかけていく。

### 第5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市町は、国が整備する避難所等に関する統

一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。  
避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急 安全確保」を行うべきについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。

住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

県及び市町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「家庭の避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

市は、県に対して**新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等**の被災に備えて、平常時から、関係機関の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう求めるものとする。

**※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。**

## 第30節 救助・救急活動に関する計画

【担当部署：危機管理課、福祉課、消防本部】

### <計画作成の主旨>

災害による被災者等に対する救出活動が迅速に実施する体制について定める。

### <計画の内容>

#### 第1 救助・救急活動

救助・救急活動は、地震対策編 第2章 第4節 第9「被災者の救出活動対策」の定めに準ずるほか、次の活動を実施する。

##### 1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

##### 2 救助・救急関係機関の連携

県、市町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

##### 3 保健医療福祉調整本部の整備

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。

##### 4 保健医療福祉調整本部の総合調整

市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

## 第31節 応急仮設住宅

---

【担当部署：都市政策課】

### <計画作成の主旨>

災害による被災者等に対する応急仮設住宅の整備に関する事項について定める。

### <計画の内容>

#### 第1 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、地震対策編 第2章 第4節 第11「生活の確保 8 応急仮設住宅」の定め  
に準ずる。

## 第32節 ライフライン事業の復旧に関する計画

【担当部署：水道課、下水道課、関係各課】

### <計画作成の主旨>

災害によるライフライン事業の復旧に関する計画について定める。

### <計画の内容>

#### 第1 ライフライン事業の復旧

重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

##### 1 市

- (1) 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油業協同組合掛川支部と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。
- (2) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。
- (3) 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (4) 市は、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化及び整備を図るものとする。

##### 2 重要施設の管理者

- (1) 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。  
特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- (2) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。
- (4) 市は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。  
市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総

合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

- (5) 市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

### 3 ライフライン事業者

- (1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
- (2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。  
また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
- (4) 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
- (6) 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

### 第33節 被災者生活再建支援に関する計画

---

【担当部署：危機管理課、資産税課、福祉課、DX推進課、関係各課】

＜計画作成の主旨＞

被災者生活再建支援に関する計画について定める。

＜計画の内容＞

#### 第1 人材育成

県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

#### 第2 実施体制の整備

市は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- ア 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練
- イ 応援協定の締結
- ウ 応援の受入れ体制の構築

#### 第3 システムの活用

市は、住家被害の調査及び災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

### 第34節 業務継続に関する計画

---

【担当部署：全部署】

＜計画作成の主旨＞

業務継続に関する計画について定める。

＜計画の内容＞

#### 第1 業務継続に関する計画

業務継続に関する計画は、地震対策編第2章第4節第20「業務継続に関する計画」の定めに従う。

## 第35節 複合災害対策及び連続災害対策

【担当部署：全部署】

### <計画作成の主旨>

市は、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

### <計画の内容>

#### 第1 複合災害の応急対策への備え

市は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

##### 1 活動体制

市は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

##### 2 訓練の実施

市は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第36節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

【担当部署：全部署】

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

また、全国女性会館協議会が運営する「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク（通称：相互支援ネット）」を活用し、男女共同参画センター、男女共同参画所管課間の相互支援を図るものとする。

### 第37節 災害に強いまちづくり

【担当部署：全部署】

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※1の例として水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意の下、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、被害の拡大を防止・軽減するために、あらゆる機関、団体等の協力を得て、市が行うべき実施計画を定める。

### 第1節 防災活動体制

【担当班：全班】

#### <計画作成の主旨>

市及び防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、災害対策本部の編成、組織、事務分掌等、災害応急対策に必要なすべての組織及び編成、並びに災害応急対策活動に必要な要員を把握し、迅速かつ的確な配備体制の下に防災活動を行う。

#### <計画の内容>

##### 第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及び必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

##### 第2 市の組織体制

###### 1 掛川市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、次に示す災害が発生した場合等、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、掛川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 事前警戒体制から災害対策本部に移行する場合、事務の継続性の確保に配慮する。
- (3) 災害対策本部の設置については、県及び防災関係機関と一体となった体制が整うよう配慮する。事前配備体制、事前警戒体制及び災害対策本部の職員配備体制の基準・内容は以下に示すとおりである。

区分	配備基準	配備内容	体制	市民	
災害対策本部運営要領による配備	体制準備	1 気象庁による大雨、洪水、暴風、大雪注意報が発表されたとき	関係職員は参集の準備体制	-	-
	事前配備体制	(1)大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表、または、危機管理監の指示があったとき	(1)出動した職員を危機管理課まで報告 (2)各担当の状況確認等の実施 (3)一定時間ごとに、防災会議室の打ち合わせに出席し、状況報告と全体状況の把握 (4)状況をPCに随時、入力	管理調整、情報、広報・市民、土木、農林商工、福祉・ボランティア・遺体措置の各担当、支所は参集(※4)	-
	事前警戒体制	高齢者等避難発令 (1)避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれがある場合(※1) (2)土砂災害警戒情報(※2)が発表され、その詳細情報の県土砂災害危険度情報がレベル2(橙)に達し、さらに危険な状態が続くと判断した場合(※3) (3)局地的かつ小規模な災害が発生する恐れがある場合	(1)要配慮者等への避難連絡の実施 (2)該当する支部の開設	(1)上記体制に総務担当を加え、それらの班長及び副班長 (2)支部員(高齢者等避難発令支部)参集	(1)高齢者等避難により自主避難 (2)要配慮者避難開始
	災害対策本部体制	避難指示発令 (1)氾濫危険水位に達し、さらに上昇するおそれがある場合 (2)県土砂災害危険度情報がレベル3(赤)に達し、さらに危険な状態が続くと判断した場合 (3)土砂災害の前兆現象が発見された場合 (4)特別警報が発表されたとき (5)大規模な火災、爆発等が発生したとき (6)多数の死傷者を伴う車両・列車・航空機等の事故が発生したとき (7)その他状況で本部長が指令したとき	(1)各班のマニュアルによる活動の実施 (2)関係機関、協定締結先への応援要請 (3)被害状況の取りまとめ	(1)本部員全員、支部員(避難指示発令支部)参集 (2)消防本部は消防計画に定める体制	避難指示により避難
		避難指示発令 (1)堤防天端高に達するおそれがある場合、または異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (2)県土砂災害危険情報がレベル4(紫)に達し、さらに危険な状態が続くと判断した場合		本部員全員、支部員(避難指示)発令支部)参集	避難指示により避難(避難完了)
		(1)広範囲に災害が発生した場合		全職員:本部員、支部員参集	

- (※1) 氾濫危険水位等は、国土交通省「川の防災情報」、静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」で確認する。
- (※2) 土砂災害警戒情報は、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。気象庁のHPで確認。市単位で発表される。
- (※3) 静岡県土砂災害危険度情報は、静岡県統合基盤地理情報システム「GIS」の土砂災害警戒情報で確認する。
- (※4) 災害の状況に応じ、各担当班長の指示により、配備体制を強化する。

## 2 現地災害対策本部

災害対策本部長が必要と認めた場合には、災害対策本部長は、災害発生地域に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長（副市長）及び現地災害対策本部員、その他の職員を配置することができる。

## 3 災害対策本部機能の代替え

### (1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、防災会議室とする。

### (2) 災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、市長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	市長	副市長	教育長

## 4 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は地震対策編 第5章 第1節防災関係機関の活動第2「市の活動」4「災害対策本部の組織」の定めに従う。

## 5 所掌事務

災害対策本部の編成及び運営は、掛川市災害対策本部条例（平成17年4月1日掛川市条例第80号）及び掛川市災害対策本部運営要領の定めるところによる。

### (1) 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防、その他の応急措置
- エ 被災者の救助、救護、その他の保護
- オ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入
- カ 施設及び設備の応急の復旧
- キ 防疫その他の保健衛生
- ク 避難指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
- シ 自主防災組織との連携及び指導
- ス ボランティアの受入れ

### (2) 消防並びに水防関係機関の実施事項

消防本部等は、災害対策本部並びに関係機関と緊密に連携し、次の事項を行う。

- ア 消防本部及び消防署
  - ・被害状況等の情報の収集と伝達
  - ・消火活動、水防活動及び救助活動
  - ・地域住民等への避難指示の伝達
  - ・火災予防の広報
- イ 消防団、水防団
  - ・被害状況等の情報の収集と伝達
  - ・消火活動、水防活動及び救助活動
  - ・避難地の安全確保及び避難路の確保
  - ・地域住民等の避難地への誘導
  - ・危険区域からの避難の確認
  - ・自主防災組織との連携、指導、支援

- 資料編 1-1-1 掛川市防災会議条例
- 資料編 1-1-2 防災会議編成表
- 資料編 1-1-3 掛川市災害対策本部条例
- 資料編 1-1-4 掛川市災害対策本部運営要領
- 資料編 1-1-5 掛川市災害対策本部組織図
- 資料編 1-1-6 掛川市災害対策本部事務分掌
- 資料編 1-1-7 災害対策支部・救護所一覧表一覧表
- 資料編 1-1-8 配備基準及び出動計画

- 6 掛川市水防本部  
水防本部の組織に関し、必要な事項は本章第25節水防計画に定める。

### 第3 動員計画

- 1 職員の動員（配備）  
災害対策本部員（支部員）及びその他の職員の動員については、掛川市災害対策本部運営要領に基づく地震、津波、水害、土砂災害時の出動基準に従い、情報収集に努め、適切な状況判断を行い参集する。

資料編 1-1-1 職員出動基準

- 2 消防団員の動員  
市長は、災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し、応急措置の実施が必要であると認めたときは、消防団長に対し出動を命ずる。

### 第4 警察（掛川警察署）の活動

警察（掛川警察署）の活動は、地震対策編 第5章 災害応急対策 第1節 第3「警察（掛川警察署）の活動」の定めに準ずる。

### 第5 防災関係機関の活動

防災関係機関の活動は、地震対策編 第5章 災害応急対策 第1節 第4「防災関係機関の活動」の定めに準ずる。

## 第6 県との連携

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、現地災害対策本部との連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化に努める。

## 第2節 通信情報計画

【担当班：管理調整担当、総務班、情報班】

### <計画作成の主旨>

市、県並びに関係防災機関との通信系統及び市の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が円滑に行われるよう措置する。

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

なお、事前配備体制及び事前警戒体制並びに災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、突発的災害の発生時には、本編第3章第32節「突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施する。

### <計画の内容>

#### 第1 気象予報、警報等の受理、伝達体制及び周知方法

気象予報、警報等の受理、伝達体制及び周知方法は、地震対策編 第5章 第2節 第3「情報の内容等」の定めに基づき、次の対策を実施する。

##### 1 水防予警報の収集及び伝達

本章第24節水防計画に定めるところによる。

##### 2 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は掛川警察署に通報する。

また、火山噴火や竜巻等が発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

資料編 3-1-1 情報の収集及び基本ルート図

#### 第2 被害状況等の収集

被害状況等の収集は、地震対策編 第5章 第2節 第4「災害情報の収集」の定めに基づき、

#### 第3 被害状況等の報告及び要請事項の処理

被害状況等の報告及び要請事項の処理は、地震対策編 第5章 第2節 第6「報告及び要請事項の処理」の定めに基づき、

資料編 4-1-1 被害程度の認定基準

資料編 4-2-1 一般、地震災害共通様式

資料編 4-2-2 一般災害関係様式

#### 第4 情報伝達の手段

情報伝達の手段は、地震対策編 第5章 第2節 第5「情報伝達の手段」の定めに基づき、

資料編 3-1-2 掛川市防災行政無線管理運用規程

資料編 3-1-3 防災行政無線施設の整備状況一覧表

資料編 3-1-4 消防無線施設の整備状況一覧表

資料編 3-1-5 災害時優先電話、特設公衆電話設置箇所一覧表

資料編 3-1-6 同報無線放送基準・J-ALERT 放送項目

## 第3節 災害広報計画

---

【担当班：情報班】

### < 計画作成の主旨 >

市と県及び報道関係機関、防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮する。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

### < 計画の内容 >

災害広報計画は、地震対策編 第5章 第3節「広報活動」の定めに従う。

## 第4節 災害救助法の適用計画

【担当班：福祉班】

### <計画作成の主旨>

市は、被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を要する場合、災害救助法を適用し、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

### <計画の内容>

#### 第1 災害救助法の適用

##### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市において具体的に災害救助法の適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市の区域内において、100世帯数以上の住家が滅失したとき。
- (2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内で前記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。
- (3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

##### 2 被害世帯の算定基準

###### (1) 被害世帯の算定

前記1(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

###### (2) 住家の滅失等の認定

###### ア 滅失（全壊・全焼・流失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修によりもと通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- ・住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
- ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

###### イ 半壊・半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通り再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- ・損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
  - ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが困難な状態となったもの
- ・上記ア又はイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
  - ・土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設計を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

3 災害救助法の適用手続

(1) 県への報告

市長は、市の区域内に災害が発生したときは、すみやかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県西部方面本部長を経由して知事へ報告しなければならない。

法による救助は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則	災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日	
例外	(1)	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	(2)	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日 = 被害等が判明した日

ア 市内の災害規模が前記1, 2に定める適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。また、知事から災害救助法の適用通知を受領した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

イ 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、必要な場合は、救助の実施を市長に委任する。

ウ 救助の実施状況及び費用の報告

各部及び災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、危機管理課に報告し、危機管理課は市の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

5 災害救助法

災害に際し、市内における被害が、前記1の災害救助法の適用基準の何れかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 炊き出し、その他による食料品の給与
- (3) 飲料水の供給

- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) り災者の救出
- (7) り災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索
- (11) 遺体の処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの防除
- (13) 実費弁償

6 費用の限度

費用限度額は、資料編「3-12-1」に示すとおり。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

## 第5節 避難救出計画

【担当班：全班】

### 第1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達分の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

#### 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

市は、県に対して避難情報の発令について、時機を失することがないように、積極的に助言を求める。また、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

#### (1) 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)※1(気象庁が発表)		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・ <b>高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)</b> (気象庁が発表)	氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) <b>高潮注意報(警報に切り</b>	【危険な場所から高齢者等避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイ

一般対策編 第3章 災害応急対策

第5節 避難救出計画

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
		替える可能性が高い旨に言及されているもの※2	ミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示（市長が発令）	氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険) 高潮特別警報※3 高潮警報※3	【危険な場所から全員避難】 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	氾濫発生情報（大雨特別警報(浸水害)）※4 （大雨特別警報(土砂災害)）※4 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）(災害切迫) 土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）(災害切迫) 浸水キキクル（大雨警報(浸水害)の危険度分布）(災害切迫) 高潮氾濫発生情報※5	【命の危険 直ちに安全確保】 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 「早期注意情報(警報級の可能性)は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に

位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

## (2) 実施者

### ア 緊急安全確保、避難指示

・市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込るとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。

- ・知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- ・警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。
- ・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- ・水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- ・市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ・市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

### イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

## 2 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

3 避難者の誘導等

(1) 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導の下に、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

(3) 避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

4 警戒区域の設定

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。

警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第2 被災者の救助

1 基本方針

(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

(2) 県、県警察及び自衛隊は、市町が行う救出活動に協力する。

(3) 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県の策定した「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

(4) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。

(5) 市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

(6) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

(7) 自衛隊の救出活動は「第27節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。

(8) 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内容
------	----

一般対策編 第3章 災害応急対策  
第5節 避難救出計画

県	<p>(1) 知事は市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。</p> <p>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</p> <p>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</p> <p>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</p> <p>エ 救出活動の総合調整を行う。</p> <p>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</p>
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。
市	<p>(1) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</p> <p>(2) 職員を動員し負傷者等を救出する。</p> <p>(3) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>(4) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>(5) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>(2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>(3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>(5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

第3 避難地への避難誘導・運営

区分	内容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>(1) 要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(7) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p>

	<p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>(2) その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
<p>幹線避難路の確保</p>	<p>市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p>
<p>避難地における業務</p>	<p>(1) 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 地震等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>・市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p>

#### 第4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受入ることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、施設の確保や避難者の移送等について県に支援を要請する。

##### 1 避難所の開設

###### (1) 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が

## 一般対策編 第3章 災害応急対策

### 第5節 避難救出計画

続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

#### (2) 県

市から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

#### 2 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

##### (1) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- ・住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- ・現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難指示が発せられた場合
- ・避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

##### (2) 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用

## 一般対策編 第3章 災害応急対策

### 第5節 避難救出計画

トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有

### 3 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

## 第5 災害救助法に基づく県の実施事項（県からの委任により市が実施）

### 1 避難所の設置

#### (1) 設置基準

ア 原則として学校、公民館等既存建物を使用する。

イ 既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

#### (2) 費用の限度

「資料編 第3章 第12節 災害救助法関係」のとおり。

#### (3) 実施期間

災害発生の日から7日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

### 2 被災者の救出

#### (1) 実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

#### (2) 費用の限度

救助に必要な機械器具等の借上代等実費

#### (3) 実施期間

災害発生の日から3日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

## 第6 市長の要求、要請に基づく県の実施事項

### 1 市長の要求に基づく県の実施事項

- (1) 当該市外の既存施設を避難所とする場合のあっせん
- (2) 当該市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
- (3) 自衛隊の派遣要請
- (4) 海上保安庁に対する支援要請
- (5) 消防団の応援動員要請

### 2 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

県は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区分	内容
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

### 3 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

## 第7 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

### 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

#### ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要

援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努めるとともに、県へ協力を要請する。

イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努めるとともに、県へ協力を要請する。

(2) 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び県は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り**受入**るよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

(3) 広域支援体制の確立

県は、市町等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

## 第8 広域避難・広域一時滞在

被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在所に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を**受入**ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在所が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在所における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法

を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区分		内容
県内市町への避難	被災市町	県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	広域避難受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を <b>受入</b> ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力(施設数、施設概要等)の助言を行う。
県外への避難	被災市町	他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

## 第6節 避難所運営計画

【担当班：支部】

### <計画作成の主旨>

避難所に避難した住民等の管理及び公平な避難所運営を行う。

### <計画の内容>

#### 第1 避難所の設置及び避難生活

避難所の設置及び避難生活は、地震対策編 第5章 第7節 第2「避難所の設置及び避難生活」の定めに準ずる。

資料編 3-2-1 避難所

資料編 3-2-2 協定避難施設一覧表

#### 第2 避難生活が長期化する場合の措置

避難生活が長期化する場合の措置は、地震対策編 第5章 第7節 第3「避難生活が長期化する場合の措置」の定めに準ずる。

### 第3 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、地震対策編 第5章 第7節 第4「在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

### 第4 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、地震対策編 第5章 第7節 第5「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

## 第7節 愛玩動物救護計画

---

【担当班：物資・衛生班】

#### ＜計画作成の主旨＞

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。

#### ＜計画の内容＞

#### 第1 同行避難動物への対応

同行避難動物への対応は、地震対策編 第5章 第7節 第6「避難所等の同行避難動物の救護 1 同行避難動物への対応」の定めに準ずる。

#### 第2 放浪動物への対応

同行避難動物への対応は、地震対策編 第5章 第7節 第6「避難所等の同行避難動物の救護 2 放浪動物への対応」の定めに準ずる。

## 第8節 食料供給計画

---

【担当班：情報班、物資・衛生班】

#### ＜計画作成の主旨＞

災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

#### ＜計画の内容＞

食料供給計画は、地震対策編 第5章 第10節 第1「食料の確保」の定めに準ずる。

資料編 3-3-1 食料及び物資の集配フローチャート

資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表

資料編 3-3-3 食料の備蓄状況

資料編 3-3-4 食料・物資の備蓄計画

## 第9節 衣料・生活必需品・その他物資及び燃料供給計画

---

【担当班：情報班、物資・衛生班、給水班】

### <計画作成の主旨>

災害により住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない衣料、寝具、その他生活必需品をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により、これらの生活必需品等を入手できない状態にある者に対し、一時の急場をしのご程度の衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料を給与又は貸与し、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### <計画の内容>

衣料・生活必需品・その他物資供給計画は、地震対策編 第5章 第10節 第2「生活必需品等の緊急物資の確保」の定めに準ずる。

資料編 3-3-1 食料及び物資の集配フローチャート

資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表

資料編 3-3-3 食料の備蓄状況

資料編 3-3-4 食料・物資の備蓄計画

## 第10節 給水計画

---

【担当班：給水班】

### <計画作成の主旨>

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するために実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

### <計画の内容>

給水計画は、地震対策編 第5章 第10節 第3「給水活動」の定めに準ずる。

資料編 3-4-1 応急給水活動フローチャート

資料編 3-4-2 配水池、飲料水兼用貯水槽等一覧表

資料編 3-4-3 受水槽及び高置水槽

資料編 3-4-4 災害時支援協定業者一覧表

## 第11節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

【担当班：土木班】

### <計画作成の主旨>

県及び市町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修し、居住の安定を図る。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

### <計画の内容>

次の各項に示す建設型応急住宅及び住宅応急修理計画は、地震対策編 第5章 第10節 第11「応急住宅の確保」の定めに準ずる。

- 1 基本方針
- 2 建設型応急住宅(プレハブ仮設住宅)の整備
- 3 建設型応急住宅(プレハブ仮設住宅)の維持・管理・運営
- 4 賃貸型応急住宅の借り上げ
- 5 住宅の応急修理
- 6 建築資機材及び建設業者等の調達、あっせん要請等
- 7 住居等に流入した土石等障害物の除去
- 8 建築相談窓口の設置

資料編 3-2-3 応急仮設住宅建設予定地一覧表

資料編 3-5-3 応急危険度判定士の状況

## 第12節 医療助産計画

【担当班：福祉班、消防班】

### <計画作成の主旨>

災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、「掛川市医療救護計画」に基づき応急的に医療を施し、また、助産を施し、り災者の保護を図り、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

### <計画の内容>

次の各項に示す医療助産計画の活動は、地震対策編 第5章 第10節 第5「医療救護活動」の定めに準ずる。

- 1 医療救護活動の基本方針
- 2 災害救助法に基づく実施事項
- 3 救護所及び救護病院の活動等
- 4 掛川市
- 5 市民及び自主防災組織

資料編 3-6-1 医療機関一覧表

資料編 3-6-2 救護所別医師出動区分一覧表

資料編 3-6-3 救護所及び医療設備一覧表

資料編 3-6-4 救急医療セットの内容 (H-7 500 人用)

資料編 3-6-5 救急医療セットの内容 (EM-5 100 人用)

資料編 3-6-6 救急外科セットの内容 (EM-100)

資料編 3-6-7 医薬品取扱業者

## 第13節 防疫計画

---

【担当：物資・衛生班、福祉班】

### <計画作成の主旨>

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保と感染症流行の未然防止を図る。

### <計画の内容>

防疫計画の活動は、地震対策編 第5章 第10節 第9「防疫活動」の定めに準ずる。

## 第14節 清掃及び災害廃棄物処理計画

---

【担当班：土木班、給水班、物資・衛生班】

### <計画作成の主旨>

被災地のごみ収集処理及びし尿の汲取処理、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うための実施事項を定め清掃作業等に支障のないよう措置する。

### <計画の内容>

#### 1 し尿処理

被災地のし尿の汲取処理活動は、地震対策編 第5章 第10節 第6「し尿処理」の定めに準ずる。

#### 2 ごみ収集処理、死亡獣畜処理

被災地のごみ収集処理、死亡獣畜の処理活動は、地震対策編 第5章 第10節 第7「廃棄物（生活系）処理」の定めに準ずる。

#### 3 災害廃棄物

被災地の災害廃棄物処理活動は、地震対策編 第5章 第10節 第8「災害廃棄物」の定めに準ずる。

資料編 3-5-2 がれき等臨時保管場所

## 第15節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

---

【担当班：福祉班、情報班、物資・衛生班、消防班】

### <計画作成の主旨>

災害により行方不明になりすでに死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう措置する。

### <計画の内容>

遺体の搜索及び措置埋葬活動は、地震対策編 第5章 第10節 第10「遺体の搜索及び措置」の定めに準ずる。

資料編 3-7-2 火葬場

資料編 3-7-3 臨時遺体収容所

資料編 3-12-1 費用

## 第16節 障害物除去計画

【担当班：土木班】

### <計画作成の主旨>

災害により土石、竹木等の障害物が住居に浸入し、日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう対処する。

### <計画の内容>

#### 第1 災害救助法に基づく実施事項

##### 1 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者。

##### 2 実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して厚生労働大臣の同意を得て延長することができる。

##### 3 費用の限度

資料編3-12-1に示すとおり。

##### 4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

#### 第2 実施方法

##### 1 対象者の選定

(1) 対象者の選定は土木班が担当する。

(2) 対象者の選定は第11節「応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」の選定に準じて行う。

##### 2 除去の方法

障害物の除去は、人夫又は機械器具を動員して応急的に実施するものとし、市職員、消防団、自衛隊、又は建設業者等の応援を得て行う。

##### 3 除去用車両の調達

第17節 輸送計画に定めるところにより措置する。

##### 4 除去作業用機械器具の調達

市有機械器具、市内建設業共同組合加盟事業所より措置する。

##### 5 除去障害物の集積場所

除去した障害物は、交通及び住民の日常生活に支障、危険のない場所に一時的に集積するよう措置する。

なお、民有の空地及び駐車場等を使用する必要がある場合は、土地所有者にあらかじめ了解を得る。

6 知事への要請事項

市長が障害物防除計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で知事にそのあつせんを要請する。

- (1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

7 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

資料編 3-5-2 がれき等臨時保管場所

## 第17節 輸送計画

【担当班：情報班、物資・衛生班、土木班】

### <計画作成の主旨>

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

### <計画の内容>

#### 第1 緊急輸送対策の基本方針

緊急輸送対策の基本方針は、地震対策編 第5章 第4節 第1「緊急輸送対策の基本方針」の定め  
に準ずる。

#### 第2 緊急輸送の対象とする人員、物資等

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、地震対策編 第5章 第4節 第2「緊急輸送の対象とする  
人員、物資等」の定め  
に準ずる。

#### 第3 緊急輸送体制の確立

緊急輸送体制の確立は、地震対策編 第5章 第4節 第3「緊急輸送体制の確立」の定め  
に準ずる。

#### 第4 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関の緊急輸送は、地震対策編 第5章 第4節 第4「防災関係機関の緊急輸送」の定め  
に準ずる。

資料編 3-8-1 緊急輸送路及び幹線道路

資料編 3-8-2 市内運送業者一覧表

資料編 3-8-8 ヘリポート一覧表

資料編 3-8-9 ヘリポートの具備すべき条件

## 第18節 交通応急対策計画

【担当班：土木班】

### ＜計画作成の主旨＞

交通施設に係る災害に際して市をはじめとする道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置を定め、応急作業の効率化を図るとともに、り災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

### ＜計画の内容＞

次の各項に示す交通応急対策計画の活動は、地震対策編 第5章 第9節「交通の確保対策」の定めに準ずる。

- 1 情報の収集
- 2 陸上交通確保の基本方針
- 3 交通規制の実施
- 4 道路交通確保の措置
- 5 県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等
- 6 鉄道確保の措置
- 7 有料道路の通行
- 8 交通マネジメント

資料編 3-8-4 災害時における交通規制表示

資料編 3-8-5 緊急通行車両事前届出、確認申請及び確認手続

資料編 3-8-6 緊急通行車両の事前届出書

資料編 3-8-7 緊急通行に関する標章及び証明書

## 第19節 応急教育計画

【担当班：幼保班、教育班】

### ＜計画作成の主旨＞

災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する市の実施事項を定め、小中学校等の児童生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、幼稚園については、災害救助法に基づく応急的な学用品の給与を除き、小・中学校に準じる。

### ＜計画の内容＞

#### 第1 基本方針

応急教育計画の基本方針は、地震対策編 第5章 第11節第1「基本方針」の定めに準ずる。

#### 第2 災害応急対策

応急教育計画の災害応急対策は、地震対策編 第5章 第11節第2「災害応急対策」の定めに準ずる。

#### 第3 応急教育

応急教育計画の応急教育は、地震対策編 第5章 第11節第3「応急教育」の定めに準ずる。

#### 第4 学用品等の調達と供与

応急教育計画の学用品等の調達と供与は、地震対策編 第5章 第11節第4「学用品等の調達と供与」の定めに準ずる。

#### 第5 高等学校生徒の災害応急対策等への協力

応急教育計画の高等学校生徒の災害応急対策等への協力は、地震対策編 第5章 第11節第5「高等学校生徒の災害応急対策等への協力」の定めに準ずる。

#### 第6 文化財等の応急対策

文化財等の応急対策は、地震対策編 第5章 第11節第6「文化財等の応急対策」の定めに準ずる。

## 第20節 被害状況調査計画

【担当班：全班】

### <計画作成の主旨>

災害応急対策等の円滑な実施を図るために必要な被害状況調査活動について明らかにする。

### <計画の内容>

#### 第1 調査対象

被害状況調査対象は次に掲げた項目とする。

(1) 人的被害	全班
(2) 住家の被害	調査班、被害多数の場合は全班
(3) 非住家の被害	調査班、被害多数の場合は全班
(4) 田畑の被害	農林商工班
(5) 道路の被害	土木班
(6) 河川の被害	土木班
(7) 農林施設の被害	農林商工班
(8) 商工施設の被害	農林商工班
(9) 山（がけ）崩れ	農林商工班・土木班
(10) 情報システム施設の被害	情報班
(11) 電気通信施設の被害	情報班
(12) 学校施設及び文化的施設の被害	教育班
(13) 水道施設の被害	給水班
(14) 福祉施設の被害	福祉班
(15) 下水道施設の被害	給水班
(16) その他公共施設の被害	全班
(17) り災世帯数	情報班
(18) り災者数	情報班

#### 第2 調査の方法等

##### 1 被害等の調査

- (1) 災害が発生したとき又は発生するおそれのある場合には、各班長は所管事項に係る被害の状況を調査し、情報班、総括班を通じ、本部長に報告しなければならない。
- (2) 被害の状況調査は各班において行う。ただし、災害救助法が適用される災害が発生した場合は、管理調整担当を中心に各班が連携し臨機応変に被害調査を行う。

##### 2 被害程度の認定基準

被害状況調査における被害程度の認定基準は、資料編（4-1-1）に示すとおり。

##### 3 被害状況の報告

##### (1) 所管班長の報告

- ア 所管班長は被害状況が判明次第情報班を通じて本部長に報告する。
- イ 被害状況の報告は口頭又は書類をもって行う。

ウ 被害調査が終了し、被害の全容が判明したときはすみやかに書類をもって報告する。  
被害状況の報告は、資料編（4-2-1）により行う。

4 災害に対してとられた措置等の報告

各班長は各地区において実施した応急措置、救援救助活動について随時本部長に報告する。

資料編 4-1-1 被害程度の認定基準

資料編 4-2-1 一般、地震災害共通様式

資料編 4-2-2 一般災害関係様式

## 第21節 社会福祉計画

---

【担当班：福祉班】

### ＜計画作成の主旨＞

災害により被害を受け援助を必要とする被災者に対し、生活保護法の適用、生活福祉資金の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### ＜計画の内容＞

社会福祉計画は、地震対策編 第5章 第12節「被災者の生活再建等への支援」の定めに準ずる。

## 第22節 警備計画

---

【担当班：管理調整担当】

### ＜計画作成の主旨＞

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努める。

### ＜計画の内容＞

災害時における掛川警察署の警備計画による。

## 第23節 消防計画

【担当班：消防班】

### <計画作成の主旨>

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。

### <計画の内容>

消防計画の活動は、地震対策編 第5章 第6節第1「消防活動」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

#### 1 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となっておそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援する。

#### 2 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずる。

なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意する。

#### 3 ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずる。

#### 4 突発的災害に係る応急対策

航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発などの事故により多数の死者が発生した場合の措置は、本章第32節「突発的災害に係る応急対策計画」による。

資料編 3-11-1 市の消防力一覧表

資料編 3-11-4 市の消防組織一覧表

#### 5 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

(1) 発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。

(2) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合。

(3) 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合。

## 第24節 水防計画

【担当班：全班】

### ＜計画作成の主旨＞

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、河川、海岸の洪水等による災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防上必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等に関する計画とし、掛川市水防計画書に基づくものとする。

### ＜計画の内容＞

#### 第1 水防活動体制

##### 1 水防責任等

##### (1) 市の水防責任

市は、市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

##### (2) 居住者等の義務

本市の区域内に居住する者は、水防管理者から水防に従事することを求められたときは、進んでこれに協力するよう努めなければならない。

##### 2 水防本部（災害対策本部）の組織

水防本部（災害対策本部）の組織は下記のとおりとする。

##### (1) 水防本部長：市長

##### (2) 副本部長：副市長、教育長

##### (3) 本部室長：危機管理監

班	担当
	管理調整担当
総務班	総務担当、庁舎担当
情報班	情報担当、広報・市民担当、議会担当
物資・衛生班	物資・輸送担当、衛生担当
調査班	調査担当、住家被害認定調査担当、経理担当
土木班	土木担当、応急危険度判定士担当
給水班	給水担当、下水担当
農林商工班	農林担当、商工観光担当
福祉班	福祉・ボランティア・遺体措置担当、医療・救護所担当、医師会担当
幼保班	幼保担当（応援班①）
教育班	教育担当（応援班②）
消防班	消防担当
南部対策班	大東及び大須賀支所
災害対策支部	支部担当

##### 3 水防団の編成

水防団の編成は、資料編に示すとおり。

資料編 3-11-4 市の消防組織一覧表

## 第2 洪水予報

### 1 重要水防箇所

- (1) 菊川水系（菊川、牛淵川、上小笠川、下小笠川）
- (2) 太田川水系（原野谷川、逆川）

### 2 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した菊川について気象庁長官と共同して行う洪水予報の発表は、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長と静岡地方気象台長が共同して行うものとし、次に示す菊川洪水予報計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

#### (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

洪水予報を行う河川名及びその区域は、次のとおりである。

河川名	区 域
菊川	左岸菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで

#### (2) 洪水予報の対象となる水位観測所

洪水予報の対象となる水位観測所は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)
菊川	加茂	菊川市加茂	左岸河口より 11.9km	2.50m	3.20m	3.50m

#### (3) 洪水予報発表者

洪水予報発表者は、次のとおりである。

河川名	発表者	責任者官職名
菊川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき 浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。	
氾濫発生情報	堤防からの越水又は破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき。	
	洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付けて発表する。	

3 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川について気象庁長官と共同して行う洪水予報の発表は、袋井土木事務所長と静岡地方気象台長が共同して行うものとし、次に示す太田川水系太田川・原野谷川洪水予報計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

洪水予報を行う河川名及びその区域は、次のとおりである。

水系名	河川名	区域
太田川水系	太田川	左岸周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸袋井市逆川合流点から太田川合流点まで 右岸袋井市逆川合流点から太田川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

洪水予報の対象となる水位観測所は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
太田川水系	太田川	天方	周智郡森町森 26-23	1.90m	2.40m	2.80m
		新貝	磐田市新貝 11	3.50m	4.30m	4.60m
	原野谷川	山名	袋井市袋井 118	5.70m	6.50m	7.00m

(3) 洪水予報発表者

洪水予報発表者は、次のとおりである。

水系名	担当官署	発表責任者
太田川水系	袋井土木事務所 静岡地方気象台	袋井土木事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。	
氾濫発生情報	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。	
	洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付けて発表する。	

### 第3 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について水防警報の発表は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す水防警報計画に基づき、水位を示して、水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

水防警報を行う河川名及びその区域は、次のとおりである。

河川名	水防警報計画名	区 域		区域延長
菊川	菊川 水防警報計画	幹川	左岸菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
		支川 (牛淵川)	左岸菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m
		支川 (下小笠川)	左岸掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
	菊川 水防警報計画 (津波)	幹川	左岸菊川市上平川四十九番地先から海まで 右岸菊川市下内田三千百六十番四地先から海まで	9,200m
		支川 (牛淵川)	左岸菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
		支川 (下小笠川)	左岸掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m

(2) 水防警報の対象水位観測所

水防警報の対象水位観測所は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団 待機(指 定)水位 (m)	氾濫注 意(警 戒)水位 (m)	出動 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫危 険(洪水 特別警 戒)水位 (m)	計画高 水位 (m)	現況堤 防高 (m)	堤内地 地盤高 (m)
菊川	菊川	加茂	菊川市 加茂 小川端	左岸河口 から 11.9 k m	1.50	2.50	3.20	3.20	3.50	5.94	左 7.7 右 7.6	左 6.4 右 5.2
		嶺田	菊川市 嶺田	右岸河口 から 6.4 k m	2.00	4.30	4.90			5.79	左 7.4 右 7.5	左 3.8
	牛淵川 支川	堂山	菊川市 堂山新田	右岸合流 点から 3.6 k m	3.10	4.60	4.90	4.90	(5.30)	5.86	左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2
		横地	菊川市 東横地	左岸合流 点から 10.1 k m	1.80	2.10	2.30	2.30	(2.70)	4.07	左 5.3 右 5.1	左 5.3 右 3.5

下支 小川	川 久保	掛川市 川久保	右岸合流 点から 2.6 km	1.40	2.00	2.50	3.00	(3.30)		左 4.4 右 4.6	左 0.7 右 3.5
----------	---------	------------	-----------------------	------	------	------	------	--------	--	----------------	----------------

(3) 水防警報発表者

水防警報発表者は、次のとおりである。

観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
			発報担当者側	受報担当者側	
加茂 嶺田 堂山 川久保	浜松河川国 道事務所長	袋井土木 事務所長	電 053-466-0116 FAX 053-466-0122	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	掛川市 菊川市
		河川砂防 局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	

(4) 水防警報の種類及び発表の基準

水防警報の種類及び発表の基準は、次のとおりである。

<水防警報の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）>

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

<水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）>

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	(1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき (2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(5) 水防警報を発表しない場合の措置

理由を付し、関係者に通知する。

2 静岡県知事が行う水防警報とその措置

知事が指定した河川について水防警報の発表は、太田川については袋井土木事務所長が行うものとし、次に示す水防警報計画に基づき、水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

水防警報を行う河川名及びその区域は、次のとおりである。

水防警報計画名	河川名	区域		区域延長
太田川水防警報計画	太田川	幹川	左岸周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸周智郡森町三倉川合流点から海まで	22,730m
		支川 (原野谷川)	左岸掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
	太田川 (津波)	幹川	左岸磐田市和口原野谷川合流点から海まで 右岸磐田市和口原野谷川合流点から海まで	4,000m

(2) 水防警報の対象水位観測所

水防警報の対象水位観測所は、次のとおりである。

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位(m)	氾濫注意(警戒)水位(m)	避難判断水位(m)	既往最高水位(m)	現況堤防高(m)	堤内地盤高(m)
太田川 (原野谷川)支川	幹川	袋井土木	周智郡森町森	河口より 21.5 k m	1.40	1.90	2.40	2.90	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4
			磐田市新貝	河口より 6.5 k m	3.00	3.50	4.30	5.75	左 7.9 右 7.5	左 5.0 右 2.7
	山名		合流点より 5.6 k m	5.00	5.70	6.50	8.20	左 9.5 右 8.9	左 5.2 右 6.5	
	吉岡橋		掛川市吉岡	合流点より 13.8 k m	2.70	3.20		4.40	左 5.7 右 5.3	左 2.2 右 2.3

(3) 水防警報発表者

水防警報発表者は、次のとおりである。

観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
			発報担当者側	受報担当者側
天方 新貝 山名 吉岡橋	袋井土木事務所長	掛川市長	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	電 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168

(4) 水防警報の種類及び発表の基準

水防警報の種類及び発表の基準は、次のとおりである。

<静岡県水防警報発令及び解除の基準>

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがありかつ出動の必要が予測される時
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇して出動の必要を認める時
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下したとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める時
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認める時

<静岡県水防警報発令及び解除の基準（津波）>

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認める時
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	(1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき (2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(5) 水防警報を発表しない場合の措置

理由を付し、関係者に通知する。

第4 水位周知河川における水位到達情報

1 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域は次のとおりである。

河川名	区域		区域延長
菊川	支川 (牛淵川)	左岸菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m
	支川 (下小笠川)	左岸掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団 待機(指 定)水位 (m)	氾濫注 意(警 戒)水位 (m)	出動 水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険(洪水 特別警 戒)水位 (m)	計画高 水位 (m)	現況 堤防高 (m)	堤内地 地盤高 (m)
菊川	牛淵川 支川	堂山	菊川市 堂山 新田	右岸合流 点から 3.6 km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.86	左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2
		横地	菊川市 東横地	左岸合流 点から 10.1 km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	4.07	左 5.3 右 5.1	左 5.3 右 3.5
	下小笠川 支川	川久保	掛川市 川久保	右岸合流 点から 2.6 km	1.40	2.00	2.50	3.00	3.30		左 4.4 右 4.6	左 0.7 右 3.5

(3) 水位到達情報の担当官署等

水位到達情報の発報担当者等は、次のとおりである。

観測 所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水 防管理 団体
			発報担当者側	受報担当者側	
堂山 横地 川久保	浜松河川国 道事務所長	袋井土木 事務所長	電 053-466-0116 FAX 053-466-0122	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370(SIPOS) FAX 0538-42-3270(直)	掛川市 菊川市
		河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451(SIPOS) FAX 054-221-3260(直)	

(4) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

2 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

(1) 水位周知河川における水位到達情報の提供

ア 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域は、次のとおりである。

河川名	区域		区域延長
太田川	支川 (逆川)	左岸掛川市逆川鞍下橋～原野谷川合流点まで 右岸掛川市千羽鞍下橋～原野谷川合流点まで	12,000m

イ 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所は、次のとおりである。

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機(通 報)水位 (m)	氾濫注 意(警 戒)水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)	既往最 高水位 (m)	現況 堤防高 (m)	堤内地 地盤高 (m)
太田川 (逆川) 支川	細田	袋井土木	掛川市 細田	本川合流 点から 4.4 km	2.60	4.50	5.20	6.10	7.80	左 9.08 右 8.93	左 4.77 右 6.50
	金城橋		掛川市 金城	本川合流 点から 9.46 km	3.50	4.00	4.50	4.90	5.38	左 6.51 右 5.60	左 6.31 右 4.57

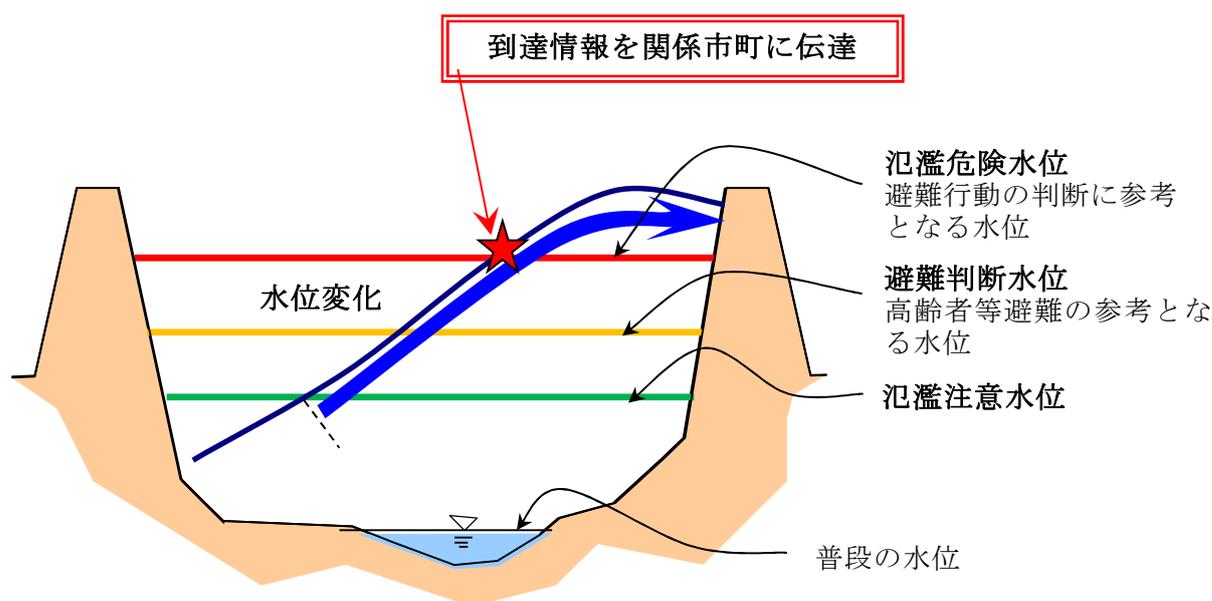
ウ 水位到達情報の担当官署

観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
			発報担当者側	受報担当者側
細田 金城橋	袋井土木 事務所長	掛川市長	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370(SIPOS) FAX 0538-42-3270(直)	電 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168

### 3 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位である。

この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第13条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



静岡県管内の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の設定

### 4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

### 5 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報を発表しない場合の処置理由を付し関係者に通知する。

### 6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

県又は市は、県又は市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

### 7 高潮特別警戒水位の水位到達情報

県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

8 ダム、水こう門等及びその操作

ダム、水こう門等及びその操作についての管理者は「静岡県水防計画書」(第6章)に定めるところによる。なお、洪水時の操作規則、操作規定等は「静岡県水防計画書 別冊」(ダム及び水門編)のとおり。

9 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 第5 水防活動

### 1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、水防法第22条に基づき、また、水防本部長(市長)は、災害対策基本法第60条に基づき、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を掛川警察署長に通知する。
- (2) 水防管理者、水防団長(消防団長)又は消防長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。

### 2 非常配備

- (1) 水防本部の配備体制は次のとおりとする。

#### ア 事前配備体制

少数の人数で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。

#### イ 第1次配備体制

所属人員の約半数を動員とし、水防活動に必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

#### ウ 第2次配備体制

所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。

- (2) 水防配備体制

水防配備体制勤務表は、水防計画書に示すとおり。

- (3) 消防団に対する非常配備

#### ア 待機(事前配備体制)

水防に関係のある気象の予報注意及び警報が発せられたときは、消防団長は水防本部に詰めて情報把握に努めるものとし、また、一般団員は直ちに次の段階に入るような状態にしておく。

#### イ 準備(第1次配備体制)

分団長、副分団長は、所定の詰所に集合し、資材、器財及び器具の整備点検後、作業員の配備計画に当たり、なお水防上重要な工作物のある箇所並びに危険箇所の警備のため、一部団員を出動させる。

ウ 出動（第2次配備体制）

河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたときは、消防団員の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

3 水防活動の応援要請

(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ、応援を要請する。

ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し、応援を要請する。

イ 水防管理者は、必要があれば市長に対して応援を求める。

ウ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、掛川警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県災害対策本部西部方面本部を通じ、県災害対策本部に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 期間その他応援に必要な事項

4 通信連絡

(1) 土木事務所との連絡

袋井土木事務所（袋井市山名町2-1 TEL0538-42-3217 FAX0538-42-3270）

袋井土木事務所掛川支所（掛川市金城93 TEL0537-22-6275 FAX0537-22-0934）

(2) 水防団（消防団）との連絡系統

水防団（消防団）との連絡は、本章第2節通信情報計画によるものとする。

(3) 上下流水防管理者との連絡

資料編 3-1-1 情報の収集及び基本ルート図

5 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、水防計画書に示すとおり。

6 避難のための立退き

(1) 堤防の破堤又は山崩れ等危険に瀕した場合には、水防管理者はすみやかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示する。

(2) 水防管理者は、立退き又は準備を指示した場合には警察署長にその旨通知する。

7 水防倉庫及び資材一覧

水防計画書に示すとおり。

## 第25節 応援協力計画

---

【担当班：管理調整担当、総務班、福祉班】

### <計画作成の主旨>

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の実施事項について定める。

### <計画の内容>

#### 第1 民間団体等に対する応援、協力の要請

民間団体等に対する応援、協力の要請は、地震対策編 第5章 第5節 広域応援要請第4「民間団体等に対する応援、協力の要請」の定めに準ずる。

#### 第2 ボランティア活動への支援

ボランティア活動への支援は、地震対策編 第5章 第10節 地域への救援活動第12「ボランティア活動への支援」の定めに準ずる。

資料編 3-10-5 掛川市災害ボランティアの宿营地

## 第26節 相互応援協力計画

---

【担当班：総務班、土木班、給水班】

### <計画作成の主旨>

災害応急対策活動の万全を期するため、隣接地方公共団体及び県内外地方公共団体と相互応援協力の体制を整備する。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

### <計画の内容>

相互応援協力計画は、地震対策編 第5章 第5節 広域応援要請 第1「掛川市」の定めに準ずる。

資料編 3-10-1 応援要請先一覧表

## 第27節 自衛隊派遣要請計画

---

【担当班：管理調整担当】

### <計画作成の主旨>

災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにする。

### <計画の内容>

自衛隊派遣要請は、地震対策編 第5章 第5節広域応援要請第2「自衛隊の支援」の定めに基づき、

資料編 3-10-1 応援要請先一覧表

資料編 3-10-3 自衛隊緊急連絡先

資料編 3-10-4 自衛隊災害派遣部隊担当区域

## 第28節 海上保安庁に対する支援要請計画

---

【担当班：管理調整担当】

### <計画作成の主旨>

災害時における海上保安庁の支援要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにする。

### <計画の内容>

海上保安庁に対する支援要請は、地震対策編 第5章 第5節広域応援要請第3「海上保安庁の支援」の定めに基づき、

## 第29節 電力施設災害応急対策計画

---

【担当班：管理調整担当】

### <計画作成の主旨>

災害発生に際し被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

### <計画の内容>

電力施設災害応急対策は、地震対策編 第5章 第14節第1「電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社 掛川営業所・島田電力センター）」の定めに準ずる。

また、応急措置の実施は電力会社の定める<中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画>により実施する。

## 第30節 ガス災害応急対策計画

【担当班：消防班】

### <計画作成の主旨>

ガス災害発生に際し市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

### <計画の内容>

ガス災害応急対策は、地震対策編 第5章 第14節第2「ガス（一般社団法人静岡県LPガス協会、中遠ガス株式会社）」の定めに基づき、次の対策を実施する。

### 第1 非常体制組織の確立

#### 1 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

#### 2 ガス事業者の緊急体制の整備

- (1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。
- (2) 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

### 第2 応急対策

#### 1 保護保安対策

- (1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。
- (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定(以下「相互協定」という。)により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。
- (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。
- (4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所・供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。
- (5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、戸別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行う。

(6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町村、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

(7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

## 2 危険防止対策

(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、中毒、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

(2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

(3) ガスによる中毒症状者がでた場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

## 3 応急復旧対策

(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

(2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

(3) 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難度等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。

(4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全に当たるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

## 4 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

## 5 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、市、消防機関及び警察に行う。

## 第31節 下水道応急対策計画

---

【担当部署：給水班】

＜計画作成の主旨＞

災害時における下水道の災害応急対策について定める。

＜計画の内容＞

### 第1 応急措置

下水道管理者の応急措置は、地震対策編 第5章 第10節 地域への救援活動第13「下水道災害応急対策計画」の定めに準ずる。

## 第32節 突発的災害に係る応急対策計画

【担当班：管理調整担当、総務班、消防班】

### <計画作成の主旨>

航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合（国民の保護のための法律に規定される内容のものを含む）、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

### <計画の内容>

#### 第1 市及び消防本部（署）の体制

市及び消防本部は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう突発的災害応急体制により初期の情報収集に努める。

また、事態の推移により必要な場合にはすみやかに「市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

消防本部（署）については、掛川市消防計画に定めるところによる。

##### 1 突発的災害応急体制

###### (1) 設置基準

ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の沈没又はガス爆発などの事故）

イ その他市長が指令したとき

###### (2) 組織

総務班で構成する。

###### (3) 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後にはすみやかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

###### (4) 市から県、国への報告

総務班は、多数の死傷者を伴い通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、消防本部と連絡調整のうえ、次の事項を明らかにし、火災・災害等即報要領様式1～4により、直ちに県危機管理部危機対策課、消防庁応急対策室及び県西部方面本部（県西部地域局）に連絡する。

ア 発生日時、場所

イ 被害の状況

ウ 応急対策の状況

エ 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること）

(県西部地域局)

種別	防災無線		N T T有線
	地上系	衛星系	
電話	5-107-6010	8-107-6010	0538-37-2204

(県危機管理部)

種別	N T T有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電話	054-221-2072	5-(又は8-) 100-6030
F A X	054-221-3252	5-(又は8-) 100-6250

(消防庁応急対策室)

種別時間		地域衛星通信 ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49101	8-90-49101	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7553

#### オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。

### 2 災害対策本部(救助体制)の設置

#### (1) 設置基準

突発的災害応急体制による情報収集の結果、市長を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断されたとき。

#### (2) 規模

災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長(本部長)が決定する。

#### (3) 任務

必要に応じ事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速やかに防災関係機関に要請をし、り災者に迅速な救助活動を最優先に実施する。

#### (4) 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは県西部方面本部(県西部地域局)及び市内防災関係機関に連絡する。

### 3 災害対策本部(救助体制)の実施する応急対策

#### (1) 初期情報の収集

迅速な初期情報の収集に努めるとともに必要な場合は、県西部方面本部(県西部地域局)へ連絡し、県防災ヘリコプターによる情報収集を行う。

(2) 人的被害の把握

- ア 人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行う。
- イ 関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡する。
- ウ 当該情報が得られた際は、関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

(3) 自衛隊への災害派遣要請の要求

自衛隊の災害派遣要請の要求は、〈第28節自衛隊派遣要請計画〉による。

(4) 緊急医療活動実施のための要請

- ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム）への要請  
静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。
- イ 日本赤十字社静岡県支部への要請  
緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県西部方面本部（県西部地域局）を通じて要請する。
- ウ 静岡県医師会等への要請  
現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、県西部方面本部（県西部地域局）を通じて医師会、病院協会等に協力を要請する。
- エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム）への要請  
静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。
- オ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム）  
静岡DWATが出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。

4 災害対策本部（非常体制）への移行

被災の規模が大きく、救護業務等における迅速な対応が困難と判断される場合には、本部長（市長）の指令に基づき、市災害対策本部の体制を「救助体制」から市職員全員を動員する「非常体制」に切り替える。

5 災害対策本部（非常体制）の実施する応急対策

(1) 任務

「非常体制」は「救助体制」に引き続き、り災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。

(2) 他市町村への応援要請

り災者を迅速に救助するために必要な場合は、静岡県西部市町（災害時等の相互応援に関する協定）等に応援要請する。

6 各機関の調整・二次災害防止のための措置

災害の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合はすみやかに防災関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置をとる。

(1) 防災関係機関調整会議

防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方

不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び総合的な活動調整を行う。

(2) 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

7 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは災害対策本部を廃止する。その際、災害対策本部設置時に連絡した機関に連絡する。

## 第4章 復旧・復興対策

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

### 第1節 防災関係機関の活動

---

#### <計画作成の主旨>

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### <計画の内容>

復旧・復興対策における防災関係機関の活動は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第1節「防災関係機関の活動」の定めに準ずる。

### 第2節 激甚災害の指定

---

#### <計画作成の主旨>

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

#### <計画の内容>

復旧・復興対策における激甚災害の指定は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第2節「激甚災害の指定」の定めに準ずる。

### 第3節 復興計画の策定

---

#### <計画作成の主旨>

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるように努める。

#### <計画の内容>

復旧・復興対策における復興計画の策定は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第3節「震災復興計画の策定」の定めに準ずる。

### 第4節 復興財源の確保

---

#### <計画作成の主旨>

復旧・復興対策が・円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

#### <計画の内容>

復旧・復興対策における復興財源の確保は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第4節「復興財源の確保」の定めに準ずる。

## 第5節 復興基金の設立

---

### <計画作成の主旨>

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

### <計画の内容>

復旧・復興対策における復興基金の設立は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第5節「震災復興基金の設立」の定めに準ずる。

## 第6節 復旧事業の推進

---

### <計画作成の主旨>

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

### <計画の内容>

復旧・復興対策における復旧事業の推進は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第6節「復旧事業の推進」の定めに準ずる。

## 第7節 都市・農山村の復興

---

### <計画作成の主旨>

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がい者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

### <計画の内容>

復旧・復興対策における都市・農山村の復興は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第7節「都市・農山村の復興」の定めに基づき、

## 第8節 被災者の生活再建支援

---

### <計画作成の主旨>

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点をおき、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

### <計画の内容>

復旧・復興対策における被災者の生活再建支援は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第8節「被災者の生活再建支援」の定めに基づき、

## 第9節 地域経済復興支援

---

### <計画作成の主旨>

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

### <計画の内容>

復旧・復興対策における地域経済復興支援は、地震対策編 第6章復旧・復興対策第9節「地域経済復興支援」の定めに準ずる。